

業務運営評価制度：平成 15 年度年間事業評価書

平成 16 年 9 月

国際協力銀行

目次

	頁
1 . はじめに	1
2 . 業務運営評価制度の枠組み	2
3 . 業務運営のサイクル	3
4 . 評価の手法	
(1) 評価の対象	4
(2) 評価の観点	4
(3) 評価の総合化と段階評価	5
5 . 評価の実施体制	6
6 . 平成 15 年度の業務実績と評価の概要	
(1) 出融資保証承諾件数と金額の実績	7
(2) 評価の概要	8
7 . 基本業務分野の評価	
(1) 事業課題の評価	13
(2) 財務課題の評価	18
(3) 組織能力課題の評価	20
8 . 事業分野の評価	
(1) 国際金融秩序安定への貢献	
年間事業計画の狙い	24
事業環境	25
評価のサマリーと今後の対応	25
課題の評価	27
(2) 開発途上国の経済社会開発支援	
年間事業計画の狙い	30
事業環境	30
評価のサマリーと今後の対応	31
課題の評価	33

(3) 我が国の資源の安定確保	
年間事業計画の狙い	39
事業環境	39
評価のサマリーと今後の対応	40
課題の評価	42
(4) 我が国の資本・技術集約型輸出の支援	
年間事業計画の狙い	45
事業環境	45
評価のサマリーと今後の対応	46
課題の評価	48
(5) 我が国産業の国際的事業展開の支援	
年間事業計画の狙い	50
事業環境	50
評価のサマリーと今後の対応	51
課題の評価	53
(6) 開発途上国の地球規模問題への対応支援	
年間事業計画の狙い	56
事業環境	56
評価のサマリーと今後の対応	57
課題の評価	59

1. はじめに

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウントビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、平成 14 年度から業務運営評価制度を導入している。

本評価書は、上記制度の枠組みに沿って策定された平成 15 年度年間事業計画の実施状況について、本行として取りまとめた評価結果である。

なお、類似の評価制度・手法に関する知見、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者で構成される外部有識者委員会(下欄参照)による、本評価の評価手法・結果の妥当性や制度運用に関する意見書を合わせて公表するものである。

平成 15 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会

- 設置目的 -

内部評価の評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性を検討すること。また、これら検討結果に加えて、次年度以降の評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出することを目的に設置。

- 委員 - (敬称略、座長以外 50 音順)

(座長) 高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
岡部 直明	日本経済新聞社上席執行役員論説主幹
角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与
城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授

開催実績：第 1 回 平成 16 年 6 月 2 日議題：業務運営評価制度の運用と評価手法について
第 2 回 平成 16 年 9 月 24 日議題：平成 15 年度年間事業評価書について

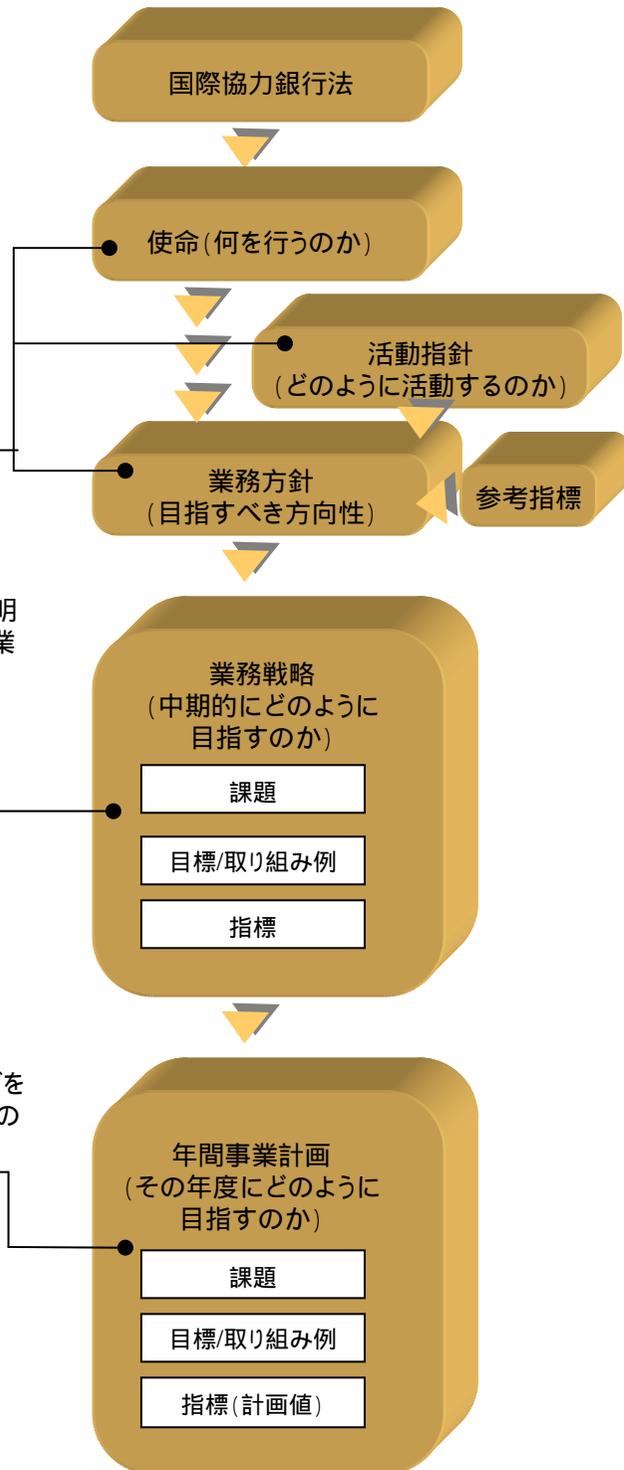
2. 業務運営評価制度の枠組み

業務運営評価制度の枠組みは次のとおり。
 (本制度の導入の背景、目的、枠組み等の詳細は
 本行ホームページ参照)

- (1) 国際協力銀行法に基づく「使命」の下での業務運営の方針を「業務方針」として策定。
- (2) また、公的業務を行う法人として、その価値を最大限に発揮する上で「どのように活動するか」を明確にした「活動指針」を策定。

- (3) 「業務方針」に沿った業務の着実な実施と業務運営の透明性確保のため、課題、目標/取り組み例、指標を示した「業務戦略」を作成。
- (4) 「業務戦略」は、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」及び6つの事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」とで構成。

- (5) 「業務戦略」を各年度の活動として具体化するため「年間事業計画」を作成。
- (6) 「年間事業計画」の定期的・継続的な評価・モニタリングを通じた業務改善の推進と、必要に応じ「業務戦略」自体の再検討を実施。



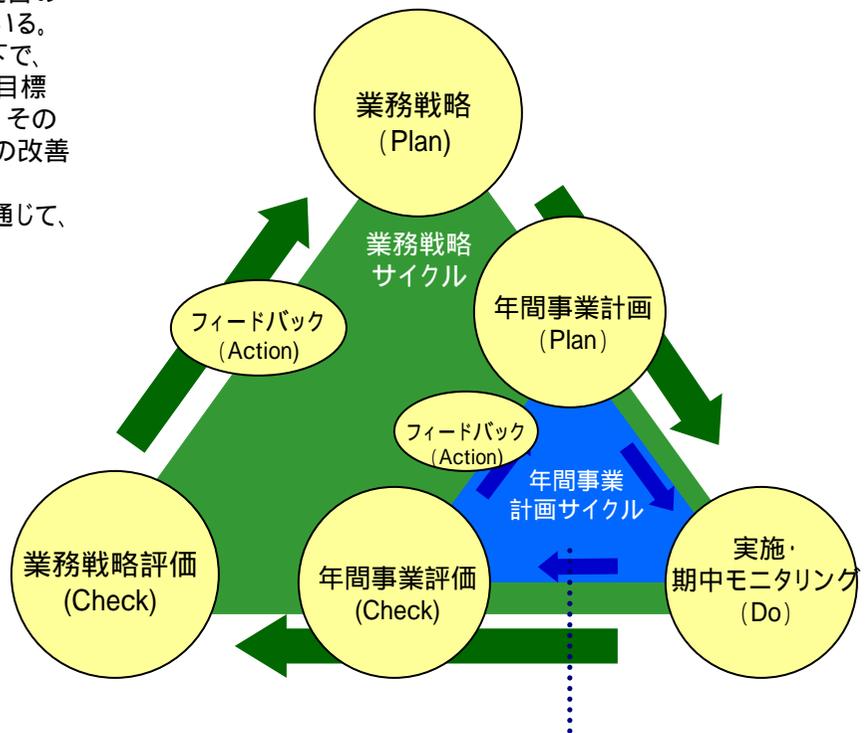
「業務戦略」及び「年間事業計画」は以下の分野から構成されている。

【基本業務戦略(基本業務分野)】	【6つの分野別業務戦略(事業分野)】
<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する課題 ・財務に関する課題 ・組織能力に関する課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融秩序安定への貢献 ・開発途上国の経済社会開発支援 ・我が国の資源の安定確保 ・我が国の資本・技術集約型輸出の支援 ・我が国産業の国際的事業展開の支援 ・開発途上国の地球規模問題への対応支援

3. 業務運営のサイクル

本行は業務運営評価制度を業務運営のマネジメント・サイクルに組み込んでいる。具体的には、業務運営評価制度の下で、自ら目標設定(企画立案[Plan])し、目標達成に向け業務を行い(実施[Do])、その結果を評価し(評価[Check])、業務の改善及び目標の見直し等(フィードバック[Action])を行う「PDCAサイクル」を通じて、業務運営の自律的な改善を図る。

「PDCAサイクル」は、右図のように、中期的な業務戦略レベルのサイクルと、年度毎の年間事業計画レベルのサイクルの双方から成り、Planの段階では「業務戦略」、「年間事業計画」を策定・公表し、Checkの段階では「業務戦略評価」、「年間事業評価」を作成・公表する。



「年間事業計画」のサイクル

本「平成15年度年間事業評価書」は、「業務戦略」(平成14年3月策定)に基づく業務のうち、平成15年度の「年間事業計画」における取り組みの評価を取りまとめたものである。

4. 評価の手法

(1) 評価の対象(何を評価するか)

本評価では、年間事業計画の基本業務分野、6事業分野の各「課題」への取り組み状況を課題毎に評価する。具体的な評価の対象は次のとおりであり、これらの評価を総合化することにより、各課題への取り組み状況の評価を行っている。

年間事業計画に掲げている目標/取り組み例(下図1.)

年間事業計画に予め具体的に掲げている「目標/取り組み例」に関する評価を行う。

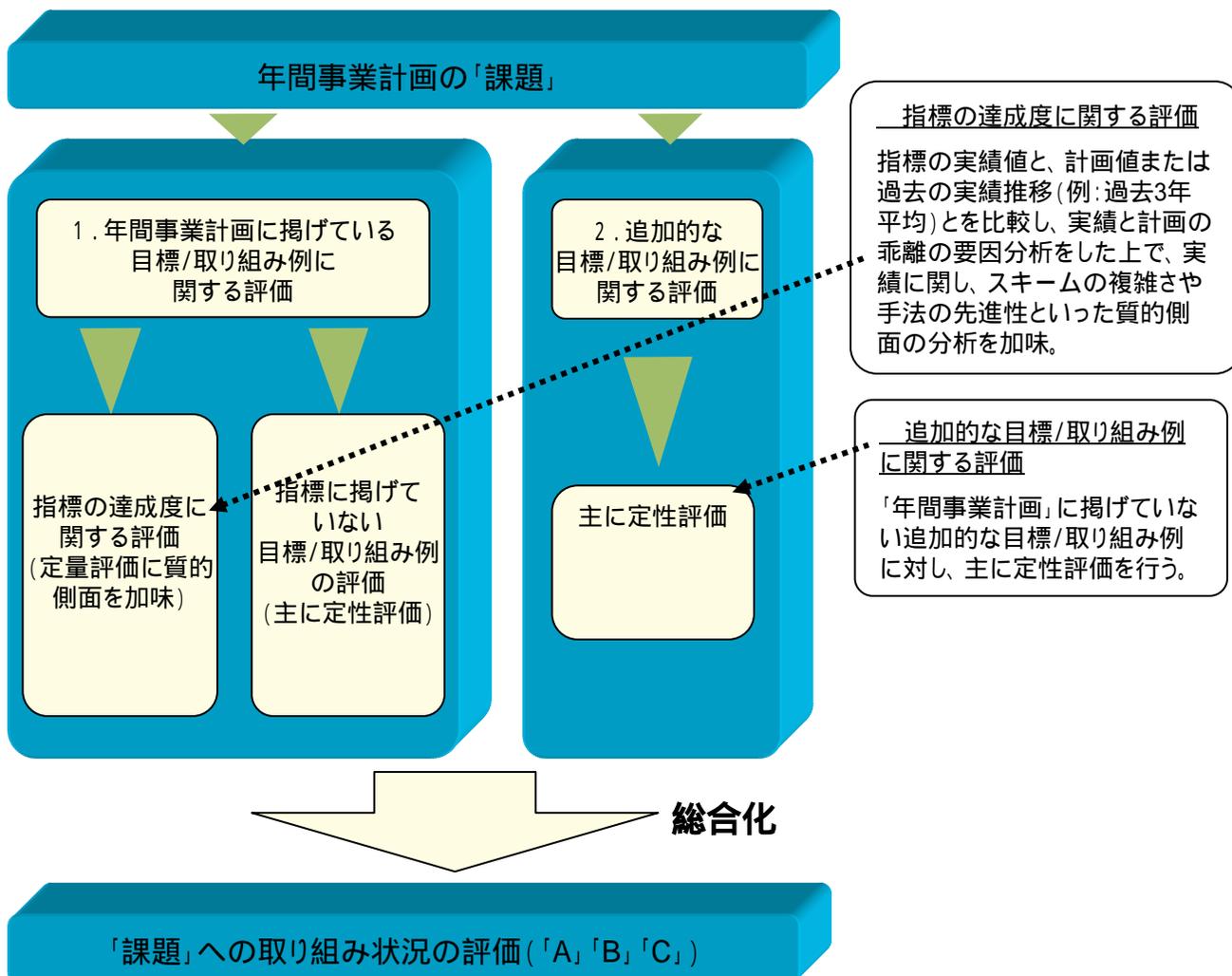
年間事業計画では、取り組むべき「課題」を抽出した上で、各課題に対する具体的な「目標/取り組み例」を挙げ、原則として、その取り組み状況の評価・モニタリングするための指標を設けている。また、「目標/取り組み例」の中には、具体的に指標として表していないものもある。「年間事業計画に掲げている目標/取り組み例」の評価にあたっては、指標の達成度に関する評価と、指標に掲げていない目標/取り組み例に関する評価の双方を行う。

追加的な目標/取り組み例(下図2.)

年間事業計画の課題に対応するが、年間事業計画に予め掲げていない「目標/取り組み例」に関する評価を行う。

(2) 評価の観点(どのように評価するか)

下図に示すとおり、「1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例」については、指標の達成度に関し、要因分析をした上で、実績に関し、スキームの複雑さや手法の先進性といった質的側面を加味し、定量評価を行うとともに(下図)、指標に掲げていない目標/取り組み例に関し、主に定性評価を行う(下図)。また、「2. 追加的な目標/取り組み例」については、主に定性評価を行う(下図)。



定性評価に用いた「評価の観点」は下表のとおりである。「行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)」(平成14年4月施行)等を踏まえ、また政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めている。

評価の観点	
必要性	・目標/取り組み例が「業務戦略」、「年間事業計画」の「課題」への取り組みとして必要か否か。
効率性	・目標/取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・必要な効果がより少ない資源で得られる目標/取り組み例が他にないか。
有効性	・目標/取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる目標/取り組み例が他にないか。
優先性	・必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の目標/取り組み例より優先的に実施すべきか否か。
その他	・目標/取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・目標/取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。

(3) 評価の総合化と段階評価

課題に対応する「目標/取り組み例」の評価(前ページの図の)を課題毎に総合化し、「課題」への取り組み状況に関し、「A」「B」「C」及び「外部環境の変化等により評価不能」による段階評価を行う。評価の総合化と段階評価の基準の考え方は、下表のとおりである。なお、評価にあたっては、評価結果を単に記述するだけでなく、それを踏まえた業務の改善策を提示するよう心がけている。

段階評価		段階評価の基準の考え方
A	適切な取り組みがなされている。	が良好な場合(注)、または が良好ではないが、 が極めて良好であるもの。
B	概ね適切な取り組みがなされている。	が良好ではないが、 が良好であるもの。
C	取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。	、 が良好ではないもの。
-	外部環境の変化等により評価不能。	

(注)ただし、制度運用の初期の段階では、指標だけでは必ずしも適切に反映されない「課題」もあるため、指標の達成度に関する評価が良好である場合も自動的にAとせず、指標と課題の関係に留意する。

5. 評価の実施体制

本評価は以下のような役割分担で実施している。

担当各部：指標の達成状況の測定とその結果等を踏まえ、15年度業務の実績に関する自己分析を行う。

国際金融等業務、海外経済協力業務を統括する金融業務部、開発業務部：両業務の統括部門として、担当各部の自己分析を受けて、自己評価を行う。

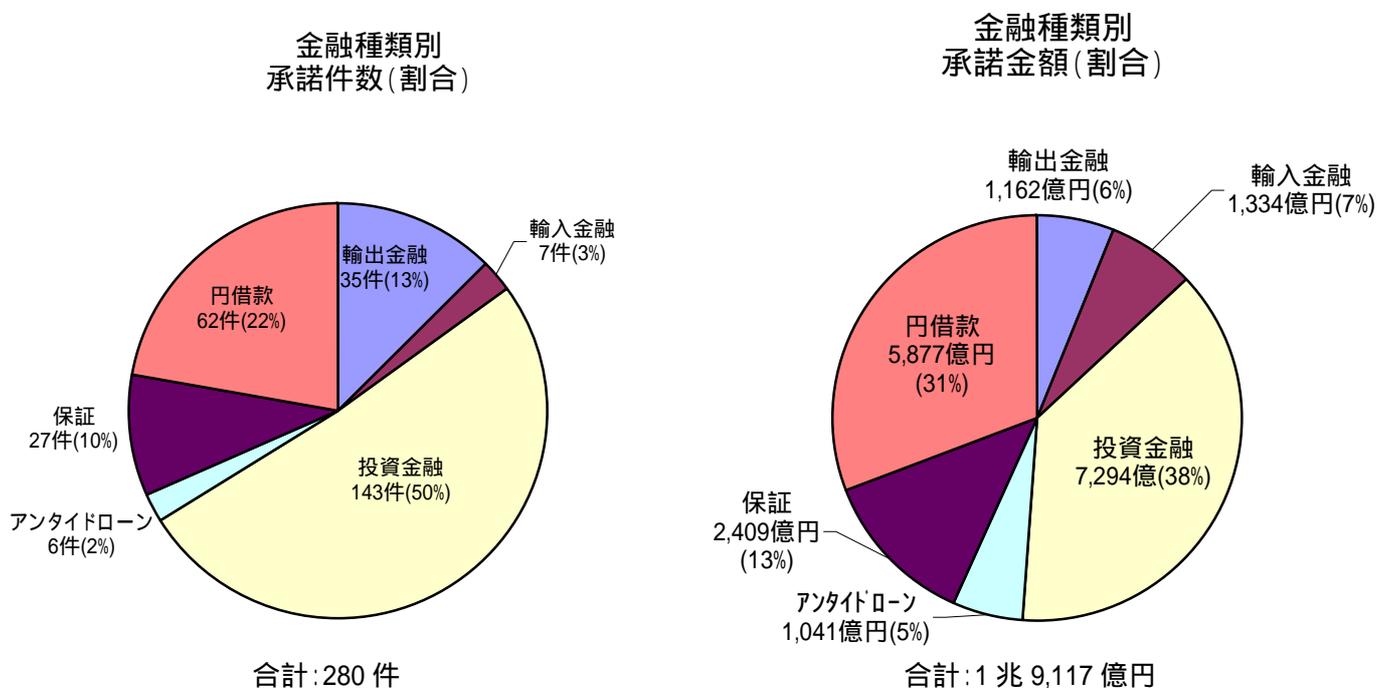
総務部業務運営評価課：上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価書を取りまとめる。

(注)上記の評価の実施体制は、平成14年度年間事業評価の外部有識者委員会において、「現場の自己評価に基づく業務改善の促進」について意見があったことを踏まえ、体制を明確にしたものである。この評価体制を通じ、内部評価の客観性を高めるとともに、現場の自己評価に基づく業務運営の自律的な改善を図っていくこととする。

評価に際しては、評価の客観性を確保するため、外部有識者委員会(1ページ参照)において、内部評価に用いる評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性の検討を行う。

6. 平成 15 年度の業務実績と評価の概要

(1) 出融資保証承諾件数と金額の実績



(参考) 各事業分野に関連する出融資保証承諾件数及び金額の比率

6 事業分野	件数(%)	金額(%)
国際金融秩序安定への貢献	4	7
開発途上国の経済社会開発支援	24	24
我が国の資源の安定確保	14	21
我が国の資本・技術集約型輸出の支援	10	4
我が国産業の国際的事業展開の支援	35	26
開発途上国の地球規模問題への対応支援	14	19
合計	100	100

(注 1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、該当する全事業分野に計上している。

(注 2) 単位未満四捨五入のため、各事業分野の割合を合計しても 100%にならないことがある。

(2)評価の概要

5ページの「評価の総合化と段階評価の基準の考え方」に基づき課題毎に段階評価を行った結果と今後の業務の改善策は以下のとおりである。

分野	課題	課題への取り組み状況の評価		
		評価結果	評価を踏まえた今後の改善策等	
基本業務分野	事業課題	(事業課題1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化	A	引き続き、地銀を含む我が国民間金融機関との早い段階からの協力や、各種協議会、環境ノウハウ・海外事業環境といった情報提供等による連携強化、民間金融機関のニーズを踏まえた新規スキームの開発やリスクテイク機能の充実等に努めることが重要である。
		(事業課題2) 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用	A	取り組みの対象国・セクターが拡大してきた経験を踏まえ、引き続き、日本企業や開発途上国のニーズ等を踏まえて、融資をはじめとする本行の各種機能を有機的に活用した支援を検討していくことが重要である。
		(事業課題3) 国際機関・他国公的機関との積極的連携	A	引き続き、国際機関・他国公的機関との業務協力協定や各種協議会を活用し、連携、協調融資を実施していくことが重要である。また、開発途上国の現場での援助機関間の協議・調整が増加しており、かかる現地化にあわせ、現場での援助調整に積極的に参加していくことが重要である。
		(事業課題4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み	A	引き続き、新環境ガイドラインの適切な運用に努めるとともに、CDM(クリーン開発メカニズム)案件・JI(共同実施)案件等、京都メカニズムの活用を含め、環境改善案件に積極的に対応することが重要である。
		(事業課題5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実	A	引き続き、中堅・中小企業向けに、地方商工会議所、地方自治体、地銀等との連携等を活用しながら、効率的に有益なサービスの提供を行うことが重要である。
	財務課題	(財務課題1) 適正な損益水準の確保	A	両勘定について、信用コストを吸収した後において一定の利益水準となっており、適正な損益水準が確保されている。なお、法定決算では、国際金融等勘定で754億円、海外経済協力勘定で648億円の利益金を計上した。
		(財務課題2) 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理	B	政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を勘案すれば、概ね適切な取り組みがなされている。
	組織能力課題	(組織課題1) オペレーションの効率的な実施	A	引き続き、オペレーションの効率的な実施に努めることが重要である。
		(組織課題2) 我が国国民の意見・要請の適切な反映	B	今後、NGO、地方公共団体、大学等の我が国の知見の活用、意見聴取を図ることが重要である。
		(組織課題3) 利用者の視点に立った業務の改善	A	引き続き、利用者のニーズを適切に把握することで、利用者の利便性の向上等、利用者の視点に立った業務の改善に努めることが重要である。
		(組織課題4) 情報公開・広報活動の推進	A	引き続き、積極的な情報公開、広報活動に努めることが重要である。

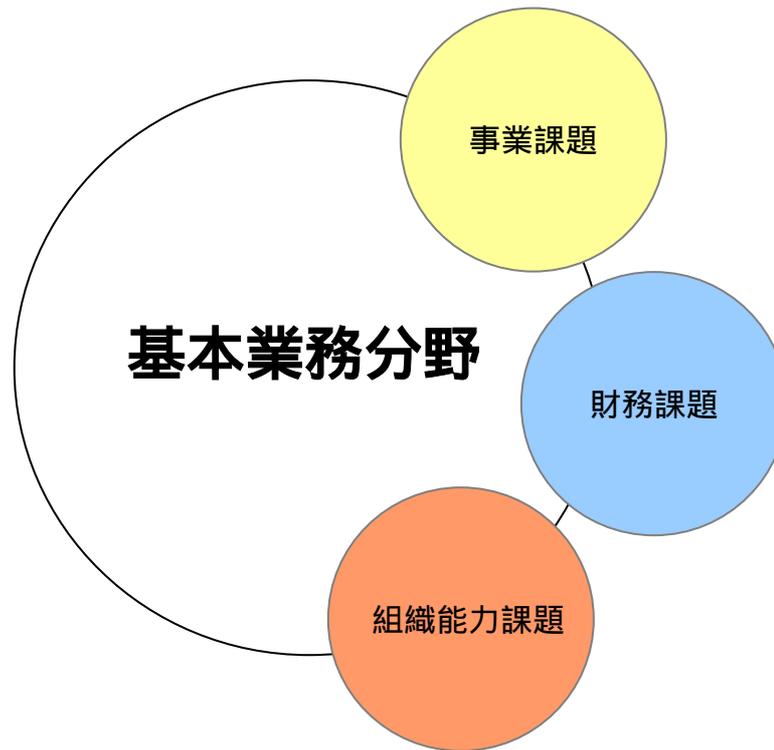
国際金融秩序安定への貢献	(課題1-1) アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化	A	アジアを中心とした開発途上国経済は総じて急速な回復を遂げているものの、金融システムの脆弱性は完全に解消されておらず、効果的・効率的な危機防止・収拾支援のため、国際機関等との政策協議・連携強化も含め、引き続き健全な経済運営に対する支援を着実に実施していくことが重要である。
	(課題1-2) アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化	B	国際金融秩序維持の観点からは、危機に繋がる兆候の早期発見につながるよう、引き続き多様なネットワークを活用し、モニタリング内容の一層の充実に努めることが必要である。
	(課題1-3) アジア各国の国際金融市場における資金調達支援	A	引き続き、我が国の対アジア政策を踏まえ、アジア地域債券市場の育成・発展にかかる取り組みを積極的に推し進めるとともに、ADB等の国際機関、アジア各国のECA等とのネットワークも活用し、アジア諸国の連携強化に貢献していくことが重要である。
開発途上国の経済社会開発支援	(課題2-1) アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進	A	引き続き、開発ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に対応するため、現地ODAタスクフォースへのより積極的な参加や地域住民ニーズの把握を含む現地での取り組みを強化する必要がある。
	(課題2-2) 貧困削減への対応の強化	A	貧困対策案件は貧困層の参加促進を含め、案件形成に多くの時間と労力を必要とするものであり、現地でのきめ細かな対応を強化する必要がある。また、経済成長を目的とした経済社会インフラ案件を通じた貧困削減への貢献についても、引き続き的確な把握に努め、貧困削減効果の大きい案件の形成を促進する必要がある。
	(課題2-3) 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援	A	今後も借入国のニーズを踏まえ、中小企業育成、インフラ事業、地場銀行向け融資、人材育成、IT化等、民間部門育成に対する支援を実施する必要がある。その際、国際機関等を通じた支援や、公社・政府機関等に対する直接・間接の信用供与手段も活用していくことが重要である。地方開発への支援は、地方分権化の中で実施体制を確保することが課題であり、今後、我が国の自治体などの知見を活用した取り組みが必要である。
	(課題2-4) 知的協力の推進	A	知的協力については、引き続き、調査提言の効果をフォロー・アップする必要がある。
	(課題2-5) 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進	B	NGOやCBOとの連携については、相互理解を一層深めるとともに、連携案件の拡大を図っていくことが必要である。また、地方公共団体との連携については、将来のより幅広い連携を可能とすべく、連携先の開拓等にも努める必要がある。
	(課題2-6) 円借款業務の質の向上	A	評価について、引き続き、国民によりわかりやすい公表、国際会議における積極的な情報発信等、アカウントビリティ向上に努め、円借款業務の質の向上に取り組むことが重要である。
我が国の資源の安定確保	(課題3-1) 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保	A	引き続き、我が国政府の資源・エネルギー政策や「新産業創造戦略」等を踏まえ、我が国の資源の安定確保に資する案件を支援していくことが重要である。特に、アジア地域の資源需給構造の不安定化に対する積極的かつ機動的な支援の実施、資源産出国の関連インフラ整備への支援を行うとともに、日本企業が有する資源効率化、省エネに資するプラント・技術等の輸出、投資の支援を実施することが重要である。
	(課題3-2) 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応	B	引き続き、業界団体や日本企業のニーズを踏まえて、円滑なファイナンスに適切に対応することが必要である。また、主要資源保有国政府や欧米メジャー等との間でも、情報収集や意見交換による密接な関係を維持、拡大することが必要である。

我が国の資本・技術集約型輸出の支援	(課題4-1) 日本企業の輸出競争力の確保	A	引き続き、対象国・地域に応じたリスク対応策を構築し、新規スキームを含む円滑なファイナンス組成により、日本企業を支援していくことが重要である。
	(課題4-2) 日本企業の輸出機会の創出	A	案件発掘・形成調査業務について、引き続き、輸出成約に結びつくような案件選定を行うとともに、案件進捗のきめ細かいフォローアップ等の強化を図ることが必要である。個別の融資案件の支援に留まらず、融資一般にかかる相手国側とのフレームワーク整備や案件発掘・形成調査業務の効果的適用を含めて、日本企業の輸出機会創出、受注環境等の整備に努めていくことが重要である。
	(課題4-3) 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築	A	引き続き、日本企業が競争力を維持できるようなルール、枠組みを積極的に提案していくことが重要である。
我が国産業の国際事業展開の支援	(課題5-1) 開発途上国における日本企業の事業機会の創出	A	引き続き、日本企業のニーズを踏まえ、民間金融機関を補完しながら、最適な金融スキームを構築していくことが必要である。また、「新産業創造戦略」等、政府の政策に沿い、日本企業が国際的競争力を持つために、積極的に貢献していくことが重要である。
	(課題5-2) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援	A	「日本・ASEAN行動計画」に即したアセアン・メコン地域、2003年のサミットで表明されたアフリカ地域などで、引き続き、日本企業のニーズ・課題を把握し、インフラ等日本企業の開発途上国における事業展開の環境整備にかかる案件を支援するとともに、投資関連諸制度の整備のため、政策提言等、開発途上国政府に対する働きかけを実施することが重要である。
	(課題5-3) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成	B	引き続き、国際的事業展開を行う日本企業、裾野産業育成にかかるニーズの把握に努め、ツーステップローンや各企業向けの融資により積極的な支援を行う必要がある。
	(課題5-4) 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応	B	引き続き、多様なリソースを活用した情報収集に努めるとともに、業況ヒアリングを事業展開のニーズ把握と合わせて実施するなど、効率的な取り組みが必要である。
開発途上国の地球規模問題への対応支援	(課題6-1) 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充	A	我が国のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件については、企業等との意見交換を通じて、我が国の先進的な技術についての情報を収集した上で、案件形成に活用していくことが必要である。
	(課題6-2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充	A	京都議定書発効の見通しも踏まえ、日本版炭素基金の速やかな立ち上げとその円滑な運営のサポートを実施するとともに、我が国政府・政府機関、日本企業、開発途上国政府、国際機関等との連携を一層強化し、日本企業による具体的なCDM、JI案件の発掘・形成の支援や当該案件への出融資による支援に積極的に取り組んでいく必要がある。
	(課題6-3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化	A	人口問題は、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要である。新ODA大綱の重点課題に平和構築が新たに加えられたこと、世界水フォーラム/エビアンサミット等での水問題の重要性と国際的な支援の必要性の議論などを踏まえ、平和構築、水問題等への継続的な取り組みが必要である。
	(課題6-4) 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化	A	地球規模問題に関し、今後も我が国の研究機関、国際機関、企業、NGO等との連携を強化するとともに、かかる連携を具体的な案件の形成と当該案件向け支援につなげていくことが重要である。
計	A	26	
	B	7	

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-・・・外部環境の変化等により評価不能。

7. 基本業務分野の評価

(1) 基本業務分野



事業課題	(事業課題 1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化
	(事業課題 2) 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用
	(事業課題 3) 国際機関・他国公的機関との積極的連携
	(事業課題 4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み
	(事業課題 5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実
財務課題	(財務課題 1) 適正な損益水準の確保
	(財務課題 2) 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理
組織能力課題	(組織課題 1) オペレーションの効率的な実施
	(組織課題 2) 我が国国民の意見・要請の適切な反映
	(組織課題 3) 利用者の視点に立った業務の改善
	(組織課題 4) 情報公開・広報活動の推進

(1) 事業課題の評価

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(事業課題1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価 A </div>	民間金融機関との協調融資および保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員	総事業費のうち、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率(各案件の融資比率を単純平均)(モニタリング指標) (注)	46%	50%	48%		48%	
		民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率(モニタリング指標)	9.8%	6.5%	23.9%		18.2%	
	開発事業における民間資金との役割分担の推進	-						
<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 総借入金に占める我が国民間金融機関等の融資比率に関しては、2001年度、2002年度と同程度の水準となった。本行の支援対象の事業の性格を踏まえつつ、引き続き民間金融機関からの融資を可能な限り動員できるよう努めている。 保証承諾額の総承諾額に占める比率については、2002年度の実績を若干下回ったものの、「特殊法人等整理合理化計画」等を踏まえ、製品輸入保証制度導入等により、積極的に保証機能を活用した結果、2000年度、2001年度の水準を上回った。また、2002年10月の政府の「改革加速のための総合対応策」に対応し、我が国民間金融機関の信用力補完の観点から2002年度に導入したパフォーマンスボンドの保証についても、民間金融機関の要請に基づき、継続供与している。なお、2003年度は輸出貨出債権の流動化を実施し、経済情勢・我が国政策を踏まえ、機動的に対応している。 開発事業における民間資金との役割分担の推進に関しては、本行が世界銀行・アジア開発銀行(ADB)と進めている東アジアのインフラ調査、インドネシアにおける電力セクターにかかるコモンアプローチ、中南米における持続可能な上下水道セクターに向けた民活の役割調査、国際機関との各種協議会、USAIDとの水分野に係る協議、地球温暖化問題に関する国際会議等において、インフラや地球温暖化防止等の分野での民間部門の果たす役割の重要性についての提言等を行っている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国民間金融機関とは、各種協議会による意見の把握に努めるとともに、協調融資案件等に関し、本行がプロジェクト審査の際に得た環境審査情報・ノウハウを民間金融機関に提供することを主眼とした環境審査にかかる協定書を締結する等、環境面を含めた協力関係の構築・強化に努めている。また、国際業務からの撤退が進んだ地銀等との間でも業務協力関係を強化し、地銀の顧客セミナーへの講師の派遣等、本行の収集した海外現地情報の提供を行っている。 我が国民間企業、金融機関の資金効率向上等のニーズに応え、これらの現地法人を通じた転貸スキームを中国向けや中東欧向けで活用している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、地銀を含む我が国民間金融機関との早い段階からの協力や、各種協議会、環境ノウハウ・海外事業環境といった情報提供等による連携強化、民間金融機関のニーズを踏まえた新規スキームの開発やリスクテイク機能の充実等に努めることが重要である。 <p>(注)「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義している。</p>								

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 ……外部環境の変化等により評価不能。

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(事業課題2) 効果的な政策 実現を図るた めの多様な金 融手段の有機 的な活用	相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例:民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化	関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った出融資保証承諾案件数	7	1	3	8	8	6
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った案件については、カスビ海沖の油田開発事業と、産出される原油を地中海に結ぶパイプライン事業、ベトナム、フィリピンの電力セクターにおける発電事業や電力セクター改革等、エネルギー分野を中心とした総合的な支援を行った結果、2001年度、2002年度の水準を上回っている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府の「改革加速のための総合対応策」に対応し、流動化スキームを活用して、本行輸出信用(サプライヤーズクレジット)にかかる日本企業のインドネシア向け貸出債権のオフバランス化を実現している。 フィリピンの電力セクターに関し、アンタイトローン、円借款による支援に加え、我が国政府による電力タスクフォース(注)への参加を通じて、同セクターに関する政策提言を実現している。 世界銀行、ADB と共同で東アジア地域のインフラ整備にかかる共同調査を実施しており、持続的成長や貧困削減にインフラが果たす役割や官民の適切な役割分担等に関して整理を行い、本行の投融資による支援と併せて同地域のインフラ整備に向けた効率的な取り組みを行っている。 <p>(注)我が国政府、政府機関、民間企業、学識経験者等が参加し、途上国政府に対して電力セクター改革にかかる政策支援や我が国企業の進出を促す事業環境整備のための提言等を行うもの。</p> <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 取り組みの対象国・セクターが拡大してきた経験を踏まえ、引き続き、日本企業や開発途上国のニーズ等を踏まえて、融資をはじめとする本行の各種機能を有機的に活用した支援を検討していくことが重要である。 							

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(事業課題3) 国際機関・他 国公的機関 との積極的 連携	開発途上国向け支援 に関する効果向上の ための国際機関・他 国公的機関との連携の 推進	開発支援に係る国際的 な枠組み (PRSP・ CDF)、又は国際機関・ 他国公的機関との間で 開発政策に関する調整 を行った件数(注)	22	23	60	72	149	100
		国際機関・他国公的機 関との協調融資案件数 (モニタリング指標)	14	5	7		17	

評価
A

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 世界銀行とのインフラ協議会等の開催、他国公的機関(仏開発庁(AFD)、独復興金融公庫(KfW))との業務協力協定に基づく定期協議会・セミナーの開催など、連携を一層強化している。
- ・ 本行・世界銀行・ADB による初の共同調査(東アジアインフラ整備調査)を実施中である。また、開発援助委員会(DAC)の貧困削減ネットワークにも積極的に貢献している。
- ・ ベトナム等で世界銀行・ADB 等と共同で援助手続き調和化を実施しており、DAC 対日援助審査で高く評価された。
- ・ 資源・エネルギー関連、中小企業支援、平和構築等多岐にわたる分野で世界銀行、欧州復興開発銀行(EBRD)等国际機関、米、英、仏、独等の公的機関との協調融資を実施している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 我が国企業のニーズを踏まえたインフラ整備・事業環境整備の観点から、インドネシア電力セクター改革に関する世界銀行、ADB と連携した政策提言等や、ASEAN 新加盟国の事業環境整備にかかる国連貿易開発会議(UNCTAD)、国際商工会議所(ICC)との連携投資フォーラム等を実施。
- ・ 南米地域との貿易・投資促進等を目的として、アンデス開発公社と業務協力協定を締結している。
- ・ アジア ECA(輸出信用機関) 会合への参加を通じて、アジア地域の公的機関との連携を強化している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 引き続き、国際機関・他国公的機関との業務協力協定や各種協議会を活用し、連携、協調融資を実施していくことが重要である。また、開発途上国の現場での援助機関間の協議・調整が増加しており、かかる現地化にあわせ、現場での援助調整に積極的に参加していくことが重要である。

(注) 指標計上の対象について、2003 年度より、本行主催会議での政策の調整に加えて、国際機関や他国公的機関主催会議における政策調整等を含め、より多様な対応を促すこととしている。

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(事業課題4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み	環境問題に懸念がある案件(注1)における、NGOや地域住民等から意見を聴取していることの確認の徹底	環境問題について懸念のある出融資保証承諾案件のうち、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていることを確認した案件数の割合	63%	63%	96%	100%	100%	100%
評価 A	開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化	環境改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合	16%	8%	12%	13%(注2)	12%	13%

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 環境問題について懸念のある承諾案件全てにおいて、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていること(但し今後ステークホルダーが特定されたときに協議を行う予定である案件1件を含む)を確認した。
- ・ 環境改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合は計画を下回ったが、インドネシア等での新・再生可能エネルギー分野、中国における森林保全プロジェクト等の環境改善案件等への支援を行っており、過去の実績と同程度の水準と評価できる。
- ・ 日本版炭素基金設立の検討を進めているとともに、我が国政府、企業、開発途上国政府、国際機関等との連携を強化する等、京都メカニズムを活用した具体的案件形成に努めている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 新環境ガイドラインに基づき、異議申立手続要綱等を施行している。
- ・ 民間金融機関の環境配慮への一層の取り組みを支援するため、政府系金融機関として初の「環境審査にかかる協定書」を民間金融機関と締結し、協調融資案件において本行の環境審査情報、ノウハウを提供している。
- ・ タイ、中国等12ヶ国の参加の下、環境改善・公害対策融資セミナーを開催している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 引き続き、新環境ガイドラインの適切な運用に努めるとともに、CDM(クリーン開発メカニズム)案件・JI(共同実施)案件等(注3)、京都メカニズムの活用を含め、環境改善案件に積極的に対応することが重要である。

(注1)環境問題に懸念がある案件

新環境ガイドライン上、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト、または、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積りが困難であるようなプロジェクト。

(注2)2003年度の計画値については、商業植林案件を含め当初16%としていたが、かかる案件の環境改善効果は一定期間に限定されるものであり、2003年度以降の計画値及び実績値の対象から商業植林を除く変更を行った。その結果、2003年度の計画値は13%、実績値は12%となっている。なお、商業植林を含めた場合の2003年度の実績値は18%であり、当初の計画値16%を上回っている。

(注3)CDM(クリーン開発メカニズム):温室効果ガス排出削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出削減に用いる制度。

JI(共同実施):温室効果ガス排出削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出削減に用いる制度。

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(事業課題5) 中堅・中小企業向け支援 内容の充実	中堅・中小企業向け情報提供の充実	本行が実施した中堅・中小企業を主な対象とした投融資相談会・講演等の件数	n.a.	67	82	87	84	81
	中堅・中小企業向け支援の充実	中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数 (モニタリング指標)	9	26	23		31	
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小企業を主な対象とした投融資相談会・講演会等の件数については、2003年度もこれまで同様に各地において地方自治体、商工会議所等との連携を積極的に進め、中国、ベトナム、FTA等、参加者のニーズに合致した様々なテーマでのセミナーを実施した。また、大阪、福岡、北九州、神戸で開催頻度を増やすとともに新たに群馬県太田市で相談室を開催するなど、より広範な地域の中堅・中小企業への情報提供に努めている。 中堅・中小企業向けのその他の情報提供については、2003年7月からは地方自治体、商工会議所向けメールマガジンの配信を開始し、中堅・中小企業等にとって有益な情報の本行からの発信を拡充している。また、各国・地域におけるビジネス事情に関する調査報告書に関し、2003年度にはインドに関する報告書を発刊した。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外駐在員事務所をはじめとする独自の情報源や、諸外国政府や国際機関等との直接対話等により、事業環境に起因する問題の解決を図るなど、中堅・中小企業のグローバルな企業経営を支援している。 近年は、地元の中堅・中小企業の海外事業展開を積極的に推進する地方自治体が増えており、そうした地方自治体や地銀、商工会議所の海外投資部門担当者等を対象とした勉強会に参加、海外投融資に関する情報を積極的に提供している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、中堅・中小企業向けに、地方商工会議所、地方自治体、地銀等との連携等を活用しながら、効率的に有益なサービスの提供を行うことが重要である。 							

(2) 財務課題の評価

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(財務課題1) 適正な損益 水準の確保	調達コスト・期待損失 勘案後の適正な損益 水準の確保	行政コスト計算書の業 務費用(注1)(モニタ リング指標)	732 億円 548 億円	1,212 億円 1,406 億円	882 億円 5,833 億円		465 億円 1,615 億円	
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 2003 年度の損益については、国際金融等勘定:465 億円、海外経済協力勘定:1,615 億円と利益が確保される状況であった。2002 年度との比較という観点では、国際金融等勘定は 417 億円の減益となっているが、これは 2002 年度が信用コスト減だったのに対し、2003 年度が信用コスト増であったことの影響が主因である。一方、海外経済協力勘定においては、7,448 億円の増益となっているが、これは 2002 年度の債務救済無償方式見直しの特殊事情の影響(注2)がなくなったことが主因である。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 両勘定について、信用コストを吸収した後において一定の利益水準となっており、適正な損益水準が確保されている。なお、法定決算では、国際金融等勘定で 754 億円、海外経済協力勘定で 648 億円の利益金を計上した。 <p>(注1)行政コスト計算書の業務費用 本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001 年 3 月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表している。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されている。</p> <p>(注2)2002 年度においては、2002 年 12 月の政府「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方式に変更されたため、特に海外経済協力勘定で大幅な特別損失を計上した。</p>							

() 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(財務課題2) 出融資の実 行に伴う各種 リスクの適切 な把握および 管理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価 B </div>	政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握および管理	金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ペ-シスポイントバリュ-))(モニタリング指標)	14 億円 79 億円	13 億円 81 億円	13 億円 85 億円		11 億円 83 億円	
	財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握および管理	民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金(モニタリング指標)	1,980 億円 3,327 億円	1,923 億円 2,967 億円	1,272 億円 1,810 億円		1,339 億円 1,296 億円	
		貸付金償却額(部分直接償却額を含む)(モニタリング指標)	- -	5 億円 -	392 億円 8,164 億円		1 億円 -	
		金融再生法開示債権比率(モニタリング指標)	3.43% 3.81%	4.48% 4.16%	5.96% 1.34%		6.48% 7.85%	
			金融再生法開示債権の保全率(モニタリング指標)	80.9% 90.1%	76.3% 80.3%	68.1% 53.4%		60.6% 13.4%
<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 金利感応度については、両勘定とも前年度比ほぼ横ばいであり、金利リスクの状況は2002年度並みの状況である。 貸倒引当金・償却については、国際金融等勘定については増加したが、財務健全性に影響を与える程度ではない。一方、海外経済協力勘定については、2002年度に円借款の債務救済無償方式の見直しによる特別損失を計上したことの影響がなくなる等の要因があった。 開示債権・保全率については、指標は2003年度に比して悪化しているが、これは民間金融機関との比較を容易にするという観点から、パリクラブ債権(注)のうち本行が行う債務者区分で要注意先となった国向けの債権については、その形式に照らし、従来の非開示から開示対象にした影響であり、この点を勘案すれば、債権の質については概ね2002年度並みの状況である。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き各種リスクに関する現状把握、管理態勢整備に注力するとともに、リスク管理に関する役職員の意識向上のための研修等を実施。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を勘案すれば、概ね適切な取り組みがなされている。 <p>(注)本行は、開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信を行っているが、この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがある。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済力を確保していくことになる。</p>								

()財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(3) 組織能力課題の評価

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(組織課題1) オペレーションの効率的な 実施	コストの適切な管理	事務経費率(モニタリング指標)(注)	0.13%	0.14%	0.14%		0.14%	
	案件管理の効率的実施	円借款における貸付実行の進捗率(期首プライン執行率)(モニタリング指標)	14%	14%	14%		15%	
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務経費率は、過去3年度とほぼ同水準で推移している。 円借款における貸付実行の進捗率は2002年度に比べ上昇している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費関連の新システム導入等IT化を進めるなどの取り組みにより、業務の効率化を行っている。 2002年12月の自民党のODA改革に係る提言等を受け、政府等と協働しつつ、業務の迅速化、現地ODAタスクフォース、技術協力・無償資金協力など他のスキームとの連携を通じた業務の効率化を図っている。 ベトナムにおいて、本行、世界銀行、ADB、AFD、KfWの間で援助手続きの調和化について検討を進め、先方政府の負担軽減を図っている。こうした取り組みをパイロットケースとして、今後、他国においても同様に円借款事業のより効率的な実施が期待される。 2002年度から2003年度にかけて実施した「利用者アンケート調査」の結果を受け、融資関心表明(Letter of Interest-L/I)発出の迅速化、有償資金協力促進調査(SAF)の活用強化等による案件形成支援等の措置を講じている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、オペレーションの効率的な実施に努めることが重要である。 <p>(注)事務経費率 = (事務費 + 支払手数料) / (貸付金平均残高 + 出資金平均残高 + 支払承諾見返平均残高)</p>							

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(組織課題2) 我が国国民 の意見・要請 の適切な反 映	我が国国民・非政府団 体(NGO)からの意見 聴取、およびその事業 参画の機会拡大	ODAモニター制度や NGO-JBIC 協議会等 を通じ、本行業務方針や 出融資対象案件に対す る意見を聴取した個人・ 団体数(モニタリング 指標)	104	203	240		122	
		NGO や地方公共団体、 大学関係者の協力を得 て実施された案件に対 する出融資保証承諾案 件数(注)	3	4	18	26	11	25

評価
B

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- 意見聴取実績は ODA モニター制度及び NGO-JBIC 協議会の参加者数によるものである。2001 年度及び 2002 年度の参加者増は、2001 年度は新環境ガイドライン制定に関して、2002 年度は同ガイドラインに基づき異議申立手続きに関して協議が増加したという特殊事情によるものである。2003 年度は同ガイドラインが施行され、特殊事情がなくなったが、2000 年度に比して高い水準であり、引き続き意見の聴取、業務への反映に努めている。他にも、国別業務に関連した協議や、海外駐在員事務所による、現地で活動する我が国 NGO、日系企業との協議も含め、国民の意見・要請の聴取に努めており、これらを含めると、延べ人数は 882 人にのぼる。
- NGO や地方公共団体の協力を得て実施された出融資保証承諾案件については、2002 年度は協力を得られる案件が例年より多く、その比較で 2003 年度の実績は減少している。一方、指標の対象ではないが、対中円借款の放送関連案件で我が国放送局との連携を図っている他、既往案件でも各種調査で地方公共団体の知見を活用する等、我が国国民の意見聴取、事業参画の機会が拡大している。
- 優れた知見と経験を持つ地方自治体、大学等の学術研究機関、NGO 等との連携機会発掘の一助とすることを意図して、フィリピンにおいて我が国から 21 団体の参加を得て国民参加型援助促進セミナーを開催し、意見交換を行った。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- 地方自治体、本邦企業、業界団体、民間金融機関等との意見交換会等を通じ、適時適切に意見を聴取し、業務への反映に努めている。
- パブリックコンサルテーションにより寄せられた意見を反映して、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続要綱を制定、環境ガイドライン担当審査役を設置している。

3. 課題への取り組み状況の評価

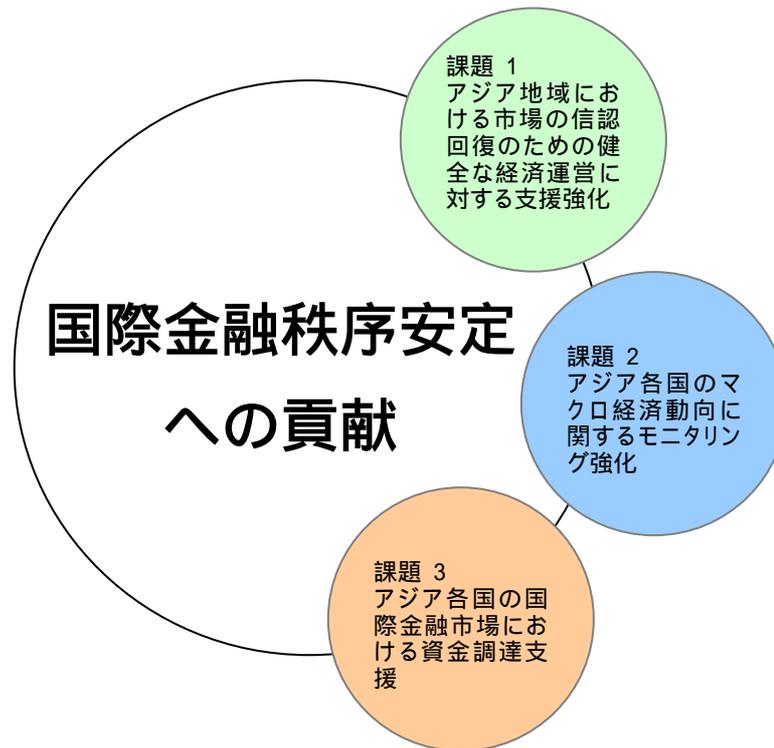
- 課題への概ね適切な取り組みがなされている。
- 今後、NGO、地方公共団体、大学等の我が国の知見の活用、意見聴取を図ることが重要である。

(注)指標計上の対象について、2003 年度より大学関係者を加え、より多様な対応を促すこととしている。

課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(組織課題3) 利用者の視点に立った業務の改善	出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上	アンケート調査に基づく利用者満足度(注: 2002年度に調査実施)						
	評価 A	開発途上国におけるニーズの適切な把握	91	148	246	190	190	200
		海外駐在員事務所が各種ニーズを聴取した現地日系企業数	432	527	604	600	690	610
<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 2002年度から2003年度にかけて実施した「利用者アンケート調査」の結果を受け、具体的な対応策等を検討・実施してホームページ上に掲載している。具体的には、輸出金融・投資金融の申し込み手続き・提出書類の一覧表作成及びホームページへの掲載、金利情報の充実化、融資関心表明(Letter of Interest-L/I)発出の迅速化、有償資金協力促進調査(SAF)の活用強化等による案件形成支援、供与条件を含む円借款制度の見直し等の措置が講じられている。 海外駐在員事務所におけるニーズ把握は計画通り、またはそれを上回る実績となったが、中でもジャカルタ、北京、ニューデリー、モスクワ、メキシコシティの駐在員事務所において、開発途上国政府関係者、日系企業等からのニーズ聴取の機会が多い。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、利用者のニーズを適切に把握することで、利用者の利便性の向上等、利用者の視点に立った業務の改善に努めることが重要である。 								
課題	目標	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(組織課題4) 情報公開・広報活動の推進	積極的な情報公開の推進	HP(ホームページ)へのアクセス件数(モニタリング指標)	289,500	506,676	1,400,948		1,495,764	
	評価 A	開発途上国における本行業務に関する広報活動の積極化	8	12	15	19	16	27
<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きユーザーのニーズに対応したコンテンツを掲載したこと等により、ホームページアクセス数は2002年度同様の水準となった。 海外駐在員事務所による現地マスコミに対する現場視察機会の提供件数は、現地治安情勢等の影響を受け、計画を下回ったが、2002年度を上回る水準となっている。 広報誌(JBIC Today)をリニューアルし、より効果的な情報発信を図ったほか、広報媒体の多様化に努めている。 広報センターにおいて情報開示請求の窓口業務、業務紹介パンフ等資料配布、情報提供を行っている。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、積極的な情報公開、広報活動に努めることが重要である。 								

8. 事業分野の評価

(1) 事業分野: 国際金融秩序安定への貢献



課題 4～8 国際金融危機発生時、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合に想定される課題

効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化、早期危機收拾のための積極的貢献、社会的弱者への配慮の強化等

年間事業計画の狙い

本分野では、「アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリングを強化(課題 2)」し、アジア経済の動向や、各国の資金需要を把握した上で、アジア金融危機により損なわれた、「市場の信認回復に必要な健全な経済運営の支援(課題 1)」や、「民間資金の調達支援(課題 3)」を通じて、各国の国際金融市場からの資本流入の安定化に貢献することを目指している。

新たな国際金融危機や危機に繋がる事象が発生した場合には、「危機收拾策につき国際機関等との連携を強化し(課題 4)」、「適切な財政・金融政策等を通じた早期收拾を支援(課題 5)」、「民間資金の回帰を促して行く(課題 7)」。

その際、経済危機から社会危機へ繋がったアジア金融危機の経験も踏まえ「社会的弱者への配慮を強化(課題 6)」する。なお一連の支援は「可能な限り迅速に実施するよう努める(課題 8)」。

事業環境

アジア地域の開発途上国経済は、アジア金融危機後、総じて急速な回復を遂げ、また好調な輸出などを背景に、外貨準備も増加している(参考 1、2)。しかしながら、世界的な金利上昇による、資金調達コストの上昇や民間資金の急激な流出の可能性等、金融システムの脆弱性は完全には解消されておらず(参考 3)、引き続きアジア各国を中心にマクロ経済動向に関するモニタリング等を通じて、開発途上国の健全な経済運営に対する支援を着実に実施していく必要がある。特に、アジア金融危機のような事態の再発を防止するとともに、安定的経済成長を支えるためには、国内・域内の長期資金供給能力を高めることが不可欠であるという観点から、我が国政府が主導している「アジア債券市場育成イニシアティブ」等について、現地通貨建債券の発行、本邦企業の行う現地通貨建融資、本邦企業への現地通貨建て債券の保証等、各種機能の活用により、適切な貢献を行うことが求められている。

評価のサマリーと今後の対応

「アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化(課題 1)」については、アジア各国政府等とのマクロ経済政策にかかるきめ細かい協議が実施されており、適切な取り組みがなされている。引き続き健全な経済運営に対する支援を着実に実施していくことが重要である。

「アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化(課題 2)」については、モニタリング対象国の一部について、審査上有用な情報の入手、ネットワーク形成及び知識の高度化・共有を図るなど、概ね適切な取り組みがなされている。国際金融秩序維持の観点から、危機に繋がる兆候の早期発見に繋がるよう、引き続き多様なネットワークを活用し、モニタリング内容の一層の充実に努めることが必要である。

「アジア各国の国際金融市場における資金調達支援(課題 3)」については、アジア向け民間資本フローの拡充に資する案件への支援や、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)への具体的な協力策についての検討が実施されており、適切な取り組みがなされている。引き続き我が国の対アジア政策を踏まえ、アジア地域債券市場の育成・発展にかかる取り組みを積極的に推し進めるとともに、ADB 等の国際機関、アジア各国の輸出信用機関(ECA)等とのネットワークも活用し、アジア諸国の連携強化に貢献していくことが重要である。

(参考 1) アジア主要国の GDP 成長率

(年率、単位：%)

	2001	2002	2003
東アジア	4.6	6.7	6.5
中国	7.3	8.0	9.1
香港	0.5	2.3	3.3
韓国	3.8	7.0	3.1
台湾	-2.2	3.6	3.2
東南アジア	1.9	4.2	4.6
インドネシア	3.5	3.7	4.1
マレーシア	0.3	4.1	5.2
フィリピン	3.0	4.4	4.5
シンガポール	-1.9	2.2	1.1
タイ	2.1	5.4	6.7
ベトナム	5.8	6.4	7.1
南アジア	5.2	3.9	6.9
インド	5.8	4.0	7.3
パキスタン	2.2	3.4	5.1
スリランカ	-1.5	4.0	5.5

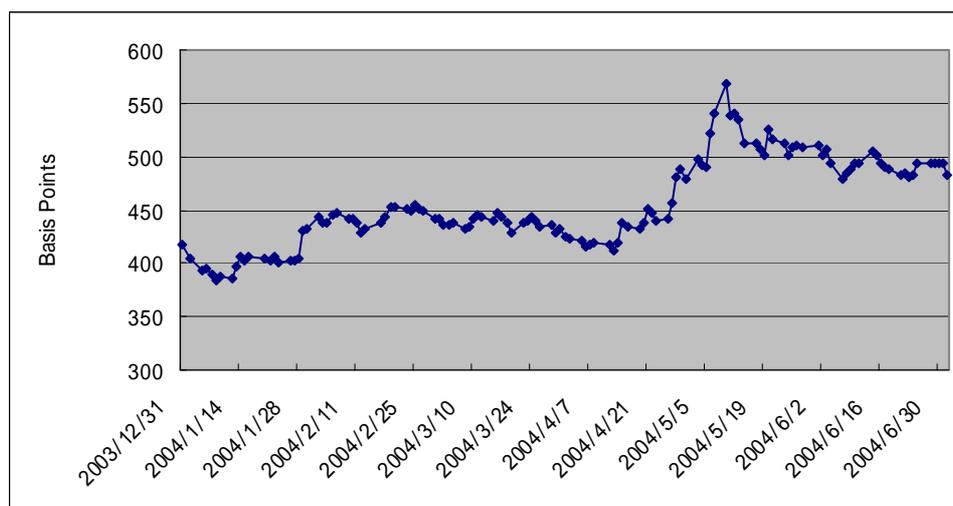
(参考 2) アジア主要国外貨準備の推移

(単位：10 億ドル)

	1997	1998	1999	2002	2003
東アジア					
中国	142.8	149.2	157.7	291.1	408.2
香港	92.8	89.7	96.2	111.9	118.4
韓国	20.4	52.0	74.0	121.3	155.3
台湾	83.5	90.3	106.2	161.7	206.6
東南アジア					
インドネシア	16.6	22.7	26.4	31.0	35.0
マレーシア	20.8	25.6	30.6	34.2	44.5
フィリピン	7.3	9.2	13.2	13.1	13.5
シンガポール	71.3	74.9	76.8	82.0	95.7
タイ	26.2	28.8	34.1	38.0	41.1
ベトナム	2.0	2.0	3.3	4.1	6.2
南アジア					
インド	24.7	27.3	32.7	67.7	98.9
パキスタン	1.2	1.0	1.5	8.1	10.9
スリランカ	2.0	2.0	1.6	1.6	-
日本	219.6	215.5	286.9	461.2	663.3
米国	58.9	70.7	60.5	68.0	74.9

(出典：ADB Asian Development Outlook 2000,2003,2004、IMF International Financial Statistics, December 2003, June 2004)

(参考 3) エマージング市場債券指数 (EMBI+) の推移



(出典：JP モルガン・エマージング市場債券指数(注))

(注) エマージング市場における対外債務のトータルリターンの実績を評価するためのもの。一般にエマージング諸国の資金調達コストを表す指標とされている)

課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 1-1) アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化	アジア地域における市場の信認回復の観点からのマクロ経済運営改善に資する知的協力の推進	アジア地域における市場の信認回復の観点から、マクロ経済政策について当該国政府・国際機関等と協議を行った回数	19	23	35	28	38	37
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> タイ、中国、マレーシアとのアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)にかかる協議や、インドネシア、フィリピンの政府・政府機関とIMFプログラムや財政政策にかかるきめ細かい協議を実施するなど、関係省庁・政府機関と連携しながら、政策・施策にかかる提言等を適時適切に実施している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済危機時における貿易信用収縮防止のための方策や、それに対する ECA の役割等にかかる IMF や WTO 主催の国際会議に参加し、1997～8年のアジア金融危機時における本行による支援経験の紹介や、問題解決のための WTO の役割等について問題提起を行い、国際的な議論の進展に貢献した。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 アジアを中心とした開発途上国経済は総じて急速な回復を遂げているものの、金融システムの脆弱性は完全に解消されておらず、効果的・効率的な危機防止・収拾支援のため、国際機関等との政策協議・連携強化も含め、引き続き健全な経済運営に対する支援を着実に実施していくことが重要である。 							
	(課題 1-2) アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化	マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充	マクロ経済動向につき個別に審査を行ったアジアの国数	13	11	15	14	11
評価 B	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> マクロ経済動向につき審査を行った国については、計画値を若干下回った。 モニタリング手法の類型化による効率的な作業の実施を図っている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング対象国の一部については、外部有識者との意見交換の実施や、金融セクターに関するセミナーの実施等により、審査上有用な情報の入手、ネットワーク形成及び知識の高度化・共有を実施している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。 国際金融秩序維持の観点からは、危機に繋がる兆候の早期発見につながるよう、引き続き多様なネットワークを活用し、モニタリング内容の一層の充実に努めることが必要である。 							

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。

・・・外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 1-3) アジア各国の 国際金融市場 における資金 調達支援	アジア地域向け民間 資本フローの拡充につ ながる案件に対する支 援	アジア地域向け民間 資本フローの拡充に資 する案件による中長期 民間資本流入額(モ ニタリング指標)	220 億円	402 億円	578 億円		275 億円	
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期民間資本流入額に関する指標については、民間金融機関のアジア地域向け融資への本行保証供与額を計上しているが、アジア各国の経済回復動向等も反映し、指標実績は減少しているものの、2002年度はインドネシア向け1件の実績であったのに対し、2003年度は中国、フィリピン、マレーシアと対象国が複数にわたっている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア債券市場の育成・発展に積極的に貢献するべく、日本政府のアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)策定にあたり、同政府と特に密接に連携している。 同イニシアティブの下、現地通貨建債券の発行、現地日系企業の発行する債券に対する保証等、様々な機能を活用した具体的な協力策について、法制度等各国の個別事情を踏まえた上で、早期の案件の実現に向けて開発途上国政府等との協議を実施している。 <p>(参考)2004年5月には同イニシアティブに基づく第1号案件として、現地日系企業のパーツ建て社債への保証を実現している。</p> <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、我が国の対アジア政策を踏まえ、アジア地域債券市場の育成・発展にかかる取り組みを積極的に推し進めるとともに、ADB等の国際機関、アジア各国のECA等とのネットワークも活用し、アジア諸国の連携強化に貢献していくことが重要である。 							

(参考)以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くもの。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 1-4) 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化	危機收拾のための国際機関等との協調融資の活用	-						
(課題 1-5) 早期危機收拾のための積極的貢献	早期危機收拾のための財政・金融政策等に関する開発途上国政府、我が国政府、国際機関等に対する提言発信	-						
(課題 1-6) 社会的弱者への配慮の強化	社会的弱者の救済を目的とする融資の提供	-						
(課題 1-7) 危機收拾のための民間資金の活用	開発途上国向け民間資本フローに対する保証の提供	-						
(課題 1-8) 危機收拾支援の迅速な実施	危機発生後、融資実行までの期間の短縮	-						

(2) 事業分野：開発途上国の経済社会開発支援



年間事業計画の狙い

本分野では、上記6つの課題に対応した業務を推進することで、国際経済社会の健全な発展のため、ODA 大綱等我が国政府の政策を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、及び貧困人口割合の削減に貢献することを目指している。

事業環境

現在、世界の総人口の約 1/5 の人々が1日1ドル未満の貧困の下で生活していると推計されており(参考)、その約 2/3 はアジアに集中している。貧困削減は、重要な国際社会共通の課題となっている。こうした状況下、貧困の削減等に関する 2015 年までの達成目標を示すミレニアム開発目標(MDGs)が国際的にまとめられ、国際社会では、その実現に向けた取り組みが行われている。また、開発途上国の貧困問題が要因の一つと考えられる地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識も高まっている。一方、経済成長を通じた貧困削減のメカニズムとその中で経済社会インフラの果たす役割が国際的に再認識されてきている。

我が国としても、国際経済社会の健全な発展のために、貧困問題の解決や平和構築に積極的に取り組んでいくことが重要となっており、2003 年 8 月に新たな政府開発援助大綱(「ODA 大綱」)を閣議決定し、我が国 ODA の目的を、国際社会の平和と発展に貢献し、これ

を通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること、と明記し、開発途上国の自助努力支援や「人間の安全保障」の視点などを基本方針として、貧困削減、持続的成長、地球規模の問題への取組、平和の構築を重点課題にあげている。

開発途上国の経済社会開発支援にあたっては、厳しい財政事情の中、新 ODA 大綱を踏まえ、現地機能の強化や各種機関等との連携をさらに進め、我が国の技術や知見を十分活用しつつ、一層効果的・効率的に業務を実施する必要がある。

評価のサマリーと今後の対応

「アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進(課題 1)」については、引き続きアジア各国を中心とした選択的な支援を行っており、適切な取り組みがなされている。今後、現地 ODA タスクフォースへのより積極的な参加や地域住民ニーズの把握を含む現地での取り組みを強化していく必要がある。

「貧困削減への対応強化(課題 2)」については、貧困対策案件の発掘・形成が進んでおり、適切な取り組みがなされている。貧困対策案件は、貧困層の参加促進を含め、案件形成に多くの時間と労力を必要とするものであり、現地でのきめ細かな対応を強化する必要がある。また、経済成長を目的とした経済・社会インフラを通じた貧困削減への貢献についても、引き続き、的確な把握に努め、貧困削減効果の大きい案件の形成を促進する必要がある。

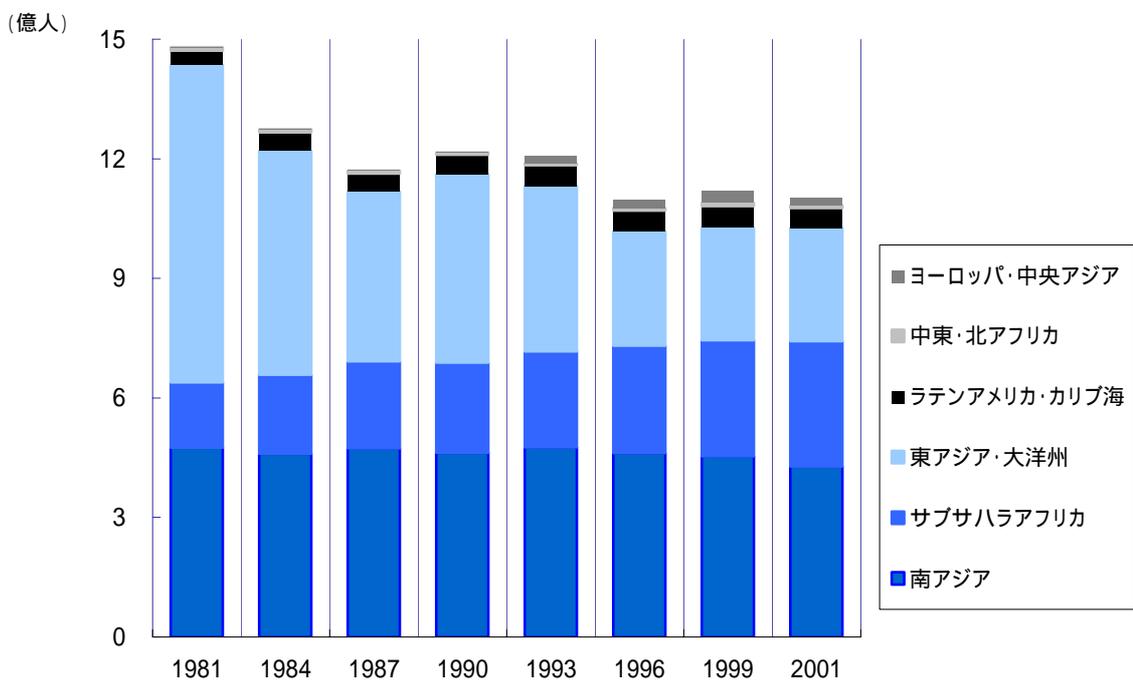
「民間経済活動を推進する支援(課題 3)」については、人材育成やIT化等の支援が進展しており、適切な取り組みがなされている。今後も借入国のニーズを踏まえ、中小企業育成、民活・民営化企業も含めたインフラ事業、地場銀行向け融資、人材育成、IT 化等民間部門育成に対する支援を行う必要がある。また、地方への産業の分散化を進めるための地方開発への支援については、我が国の自治体などの知見を活用した取り組みが必要である。

「知的協力の推進(課題 4)」については、開発政策の立案、案件形成から完成後の維持管理に至るまで様々な分野で知的協力を推進しており、適切な取り組みがなされている。引き続き、調査提言の効果をフォロー・アップする必要がある。

「国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進(課題 5)」については、案件の実施段階を含め、地方自治体、大学等との連携を活発化しており、概ね適切な取り組みがなされている。NGO や CBO との連携については、相互理解を一層深めるとともに、連携案件の拡大を図っていくことが必要である。また、地方公共団体との連携については、将来のより幅広い連携を可能とすべく、連携先の開拓等にも努める必要がある。

評価の充実などを含む「円借款業務の質の向上(課題 6)」については、適切な取り組みがなされている。評価については、引き続き国民によりわかりやすい公表や国際会議における積極的な情報発信等に努めることが重要である。

(参考) 1日1ドル未満で生活している人々



(出典:世界銀行 World Development Indicators 2004 より作成)

課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-1) アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進	アジア地域を中心とした支援	円借款承諾案件のうち、アジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合(モニタリング指標)	83%	90%	96%		90%	
	各国の多様なニーズの適切な把握	開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った件数	74	79	108	91	172	93
	多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援	主要支援対象国の国毎の優先分野(注1)に対する円借款承諾額の割合	77%	92%	100%	100%	100%	100%
	地域住民のニーズの適切な把握	円借款承諾案件のうち、案件形成・実施段階において開発途上国の地域住民・住民組織(CBO)又は地域住民を代弁するNGOと直接対話する機会を有した承諾案件数の割合	7%	14%	22%	32%	8%	36%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 評価 A </div>	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 2003年度のアジア地域への円借款承諾額は全体の90%を占めており、引き続き、アジア各国を中心とした選択的な支援を行っている。 国内外の専門家、日本大使館、JICA、国際機関等と連携し、各国の多様なニーズの適切な把握に努めている。特に、現地での取り組みを強化するため、現地 ODA タスクフォースに積極的に参加しており(2003年度には29カ国のタスクフォースに参加)、マクロ経済やセクター分析に対する本行の知見を提供するなど知的貢献を行っている。 各国で優先分野での案件発掘・形成を促進したことにより、主要支援対象国の国毎の優先分野に対する円借款承諾額の割合は、2002年度に引き続き100%を達成している。 アジアには開発途上地域の貧困層の約66%が集中しており、かかる状況を踏まえて、貧困層への直接的な支援とともに、電力・運輸等の経済社会インフラ整備による経済成長を通じた貧困削減の双方のアプローチを通じて、貧困削減に効果的に取り組んでいる。 CBO 又は NGO と直接対話を行った承諾案件の割合は、フィリピン等において計画されていた案件が承諾に至らなかった等の理由により計画を下回っているが、これらを補完する取り組みとして、インドの灌漑、植林案件等において、開発途上国政府自身による住民との協議を促進させることにより、政府・実施機関を通じた地域住民のニーズの適切な把握を行っている。また、フィリピン、中国等では、案件の実施段階において NGO 等と連携することで、地域住民のニーズ把握に努めている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「提案型・発掘型案件形成調査」(注2)も活用し、現地の情報に精通する NGO や国内の多様な専門家を通じた開発ニーズの把握を行っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、開発ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に対応するため、現地 ODA タスクフォースへのより積極的な参加や地域住民ニーズの把握を含む現地での取り組みを強化する必要がある。 <p>(注1) 優先分野とは、本行海外経済協力業務実施方針(2002年4月公表、詳細は本行ホームページ参照)における国別実施方針中の重点分野を指す。</p> <p>(注2) 「提案型・発掘型案件形成調査」:SAF 業務の1つ。提案型は、地方自治体、大学、NGO等の国内の団体より円借款事業に役立つ知見や情報の蓄積を得ることを目的に、発掘型は高度な専門性と知見を持つ国内の多様な専門家集団から案件形成につながる提案を得ることを目的に、2001年度より導入。</p>							

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 ……外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-2) 貧困削減への対応の強化	貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注))への支援	円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合	18%	12%	15%	12%	19%	23%
	評価 A	貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数の割合	25%	29%	71%	71%	42%

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 「貧困対策案件」への支援の割合は、計画を上回っており、貧困削減への対応強化が進展している。この中で、モロッコや中国では、貧困率の高い地域に事業対象を集中させ、貧困地域に大きな効果が及ぶよう配慮するなどの工夫を行っている。
- ・ 貧困層が案件形成段階に参加した承諾案件については、例えば、フィリピンにおいて、女性を含む社会的弱者がサブプロジェクトの選定過程に優先的に参加できるよう配慮し、その意見を案件形成に反映するなどきめ細かな対応を行っている。指標の実績は中国の貧困地域での公衆衛生基盤強化事業(7案件)が、検査機材等の供与を内容としており、案件形成段階において貧困層が必ずしも参加する形のものでなかったことから、計画を下回ったが、過去3年の平均と同水準を達成している。
- ・ 案件の選定や優先順位付けを行うための指針とすべく、貧困削減への対応の強化に関する分野別業務実施方針を策定し、効果的な業務実施に取り組んでいる。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 貧困削減を直接の目的とした「貧困対策案件」に加えて、経済成長を促進する経済社会インフラ整備を通じた貧困削減に積極的に取り組んでいる。
- ・ 国際的にも「経済成長を通じた貧困削減」のメカニズムの効果が再認識されてきており、かかる観点から、本行は世界銀行、ADBと共同で「東アジアのインフラ整備」調査を実施中である。また、DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップでは、本行が中心的役割を果たし、経済インフラの貧困削減に果たす役割についての国際的な理解増進に貢献した。
- ・ テーマ別事後評価であるベトナム「北部交通インフラ事業インパクト評価」を実施し、交通インフラ整備と政府による政策改善が効果を発揮し貧困削減が促進されたことを定量的に分析・確認するなど、上記メカニズムの国際的な再認識に資する取り組みを行っている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 貧困対策案件は貧困層の参加促進を含め、案件形成に多くの時間と労力を必要とするものであり、現地でのきめ細かな対応を強化する必要がある。また、経済成長を目的とした経済社会インフラ案件を通じた貧困削減への貢献についても、引き続き的確な把握に努め、貧困削減効果の大きい案件の形成を促進する必要がある。

(注)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいること観点より選んでいる。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-3) 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援	開発途上国の民間活動の拡充に対する支援	開発途上国の中小企業・裾野産業を支援する承諾案件数	6	7	17	22	8	8
	民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援	円借款承諾案件のうち、人材育成案件の承諾案件数の割合	3%	12%	13%	17%	21%	9%
	開発途上国のIT化の促進に対する支援	開発途上国のIT化を支援する出融資保証承諾案件数の割合	8%	6%	9%	10%	12%	10%
	地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援	円借款承諾案件のうち、地方都市におけるインフラ整備に対する承諾案件数の割合(モニタリング指標)	24%	40%	70%		26%	

評価
A

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 中小企業・裾野産業支援の承諾案件数については、借入国の経済金融情勢の変化や内談案件の消滅等により計画を下回った。実績としては、メキシコの開発銀行による中小企業支援プログラム向け支援(米州開発銀行との協調融資)や本邦企業の現地法人向けのツーステップローン等を実施している。
- ・ 人材育成については、WTO 加盟後の会計方針等市場ルール遵守強化を目的として、中国内陸部の大学等の案件を支援しているほか、人材育成コンポーネントを含む円借款案件を 38 件承諾している。
- ・ IT化への支援については、マレーシアの情報通信案件等への支援を行っている。また、ITコンポーネントを含む円借款案件を 6 件承諾している。
- ・ 地方都市のインフラ整備への支援については、ベトナムの橋梁案件等があるが、指標の実績は過去の実績を下回った。しかしながら、一方で、地方の人材育成、公衆衛生等、間接的に地方への産業誘致を支援している。特に公衆衛生については、SARS 発生を踏まえ 10 件の公衆衛生基盤強化事業を支援している。
- ・ 案件の選定基準や優先順位付けを行う指針とすべく、人材育成、IT 化支援、地方開発支援の分野に係る円借款の分野別業務実施方針を策定し、効果的な業務実施に取り組んでいる。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 開発途上国における民間部門の事業環境整備の観点から、電力・通信・運輸等インフラ整備向けの支援や、電力セクターや製造業一般の投資環境・制度の改善にかかる政策提言等を行っている。
- ・ 人材育成の拡充への支援は、政府が中進国(注)に対する円借款供与対象として「人材育成」を加えたことに鑑み、中進国を含め案件の発掘・形成を進めている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 今後も借入国のニーズを踏まえ、中小企業育成、インフラ事業、地場銀行向け融資、人材育成、IT 化等、民間部門育成に対する支援を実施する必要がある。その際、国際機関等を通じた支援や、公社・政府機関等に対する直接・間接の信用供与手段も活用していくことが重要である。
- ・ 地方開発への支援は、地方分権化の中で実施体制を確保することが課題であり、今後、我が国の自治体などの知見を活用した取り組みが必要である。

(注)中進国とは、世銀融資ガイドラインを適用した 2002 年度円借款標準条件において、2000 年時点の一人あたり GNI が 2,995 ドル超、5,225 ドル以下の国。2001 年 12 月の日本政府決定により、中進国に対する新たな円借款供与対象分野として、環境に加え人材育成、地震対策も含めることとなった。なお、2004 年 3 月には格差是正支援も加えられた。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-4) 知的協力の 推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 評価 A </div>	開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進	88	90	90	115	172	210
		問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化	3	10	5	7	7	8
		日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化	12%	14%	4%	/	13%	/

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ SAF 等調査業務、セクター調査等を通じ、ガーナ公共財政管理、インド植林案件への組織形成・運営に関する提言を行うなどの知的協力を推進している。提言にあたっては、現地事情に精通する国内外の専門家、NGO、日本の知見・ノウハウを活用するため地方自治体、大学等と連携している。
- ・ 2003 年度の中国への円借款については、日本の地方公共団体、大学・研究機関、その他民間部門と連携し、これらの知見を活用しながら案件形成を行っており、知的協力を通じて資金協力の有効性を高めている。
- ・ ベトナムにおける「北部交通インフラ事業インパクト調査」等のフィードバックセミナーを実施したほか、全ての事後評価結果を開発途上国側に還元するなど、幅広い分野で経験・教訓の共有を行っている。
- ・ 本邦技術活用条件 (STEP) 制度を活用した円借款承諾案件の割合は過去 3 年間の平均を上回っている。STEP や SAF を通じて、日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援を行っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 「ODA プロジェクト評価」「水資源」「公的資金協力」等多岐にわたるテーマによる本行主催セミナーを開催している。また、他機関主催セミナーへの講師派遣等を行っており、開発途上国の政府関係者等 352 人に対し研修を実施している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 知的協力については、引き続き、調査提言の効果をフォローアップする必要がある。

(注) 本指標に関するフィードバックセミナーは、事後評価に限る。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-5) 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 B </div>	業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	「提案型案件形成調査」等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数(2000年度は制度がないため数値なし)	n.a	-	6	16	9	8
	現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO などの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件数の割合	7%	12%	26%	22%	6%	39%
	都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験・知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進	地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件数	1	-	5	5	7	4
	我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進	技術協力、無償資金協力と連携した円借款承諾案件数の割合	25%	31%	22%	27%	24%	41%
	他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	開発支援に関する国際的枠組み(PRSP、CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数(注)	19	18	26	80	53	63

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- 「提案型案件形成調査」件数は、前年度実績を上回ったが、調査実施の 2004 年度以降への一部ずれ込み、相手国政府等の協議の過程で実現しなかった案件があったこと、また案件選定過程における質的観点からの審査をより強化したこと等から計画を下回った。
 - NGO・CBO 等が参加した円借款承諾案件の割合については、貧困国・低所得国において、NGO・CBO の直接的な参加による連携が馴染みにくい経済インフラ案件が増加したことなどから計画を下回った。指標の実績には計上していないが、フィリピン、中国等では、実施段階において NGO・CBO 等との連携を行っている。
 - NGO - JBIC 協議会等の開催や我が国地方自治体、大学等の学術研究機関、NGO、民間企業の参加による「国民参加型援助促進セミナー」のフィリピンでの開催等国民の経験や知見を反映し、より幅広い層の国民の参加を得るための取り組みを行っている。
 - 地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件の割合は、中国の人材育成案件等での連携強化などにより計画を上回っている。また、実施段階の取り組みとして、タイ産業村マネジメント支援において、日本の地域活性化事例である「道の駅」のノウハウ導入を図るべく、地方公共団体及び当該地域の住民との連携を行っており、新しい形の国民参加を実現。
- (参考)本行が取り組んだ「道の駅」については、世界銀行も注目するところとなり、共同セミナーを開催するなどの連携を行っている。
- 技術協力・無償と連携した円借款承諾案件の割合については、現地 ODA タスクフォース等を通じた連携に取り組んでいるが、結実までに一定の時間を要することなどから計画を下回った。また、実施及び完成後の各段階において、年次供与国を中心に JICA 専門家派遣、リハビリ無償、円借款案件向け研修等技術協力・無償との連携を行っている。
 - 開発支援に関する国際的枠組みにおける知的協力の推進に関する指標の実績は計画を下回ったが、本店ベースに加え、現地での他の援助機関等が参加する会合等において海外駐在員事務所からも積極的に提言を行っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ドイツやフランスの二国間援助機関との業務協定に基づき、定期協議会やセミナーを実施している。
 - DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップでは、本行が中心的役割を果たし、経済インフラの貧困削減に果たす役割についての国際的理解増進に寄与した。
 - 日本の大学の知見・ノウハウを円借款業務に活用するため、大学との初めての協力協定を締結し、連携を強化している。これにより、両者の知識と実務の有機的な結合が期待される。
- (参考)上記協力協定締結後、大学との協力協定は 2004 年 8 月時点で 7 大学に拡大しており、本取り組みは先駆的なものであった。
- 国際的な潮流となっている援助手続き調和化については、世界銀行、ADB 等と連携し、ベトナム等で取り組んでいる。DAC 対日援助審査でもベトナムでの取り組みは高く評価された。

3. 課題への取り組み状況の評価

- 課題への概ね適切な取り組みがなされている。
- NGO や CBO との連携については、相互理解を一層深めるとともに、連携案件の拡大を図っていくことが必要である。また、地方公共団体との連携については、将来のより幅広い連携を可能とすべく、連携先の開拓等にも努める必要がある。

(注)2003 年度より駐在員事務所の活用を図るため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えている。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 2-6) 円借款業務の質の 向上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 A </div>	債務状況を配慮した支援の推進	マクロ経済調査、債務負担能力調査の実施件数	4	5	16	27	39	16
		開発途上国向けの債務管理能力向上のためのセミナー・研修の実施国数	4	11	15	7	7	20
	評価の充実	全評価件数に対する第三者評価(第三者の意見を徴求した評価を含む)の実施割合	19%	79%	100%	100%	100%	100%
		事後評価の実施割合	85%	100%	100%	100%	100%	100%
		プログラムレベルの評価・テーマ別評価の件数	11	4	5	7	7	4
	途上国の研究機関、NGO、国際機関、大学関係者等との合同評価の件数	3	-	-	2	2	3	

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

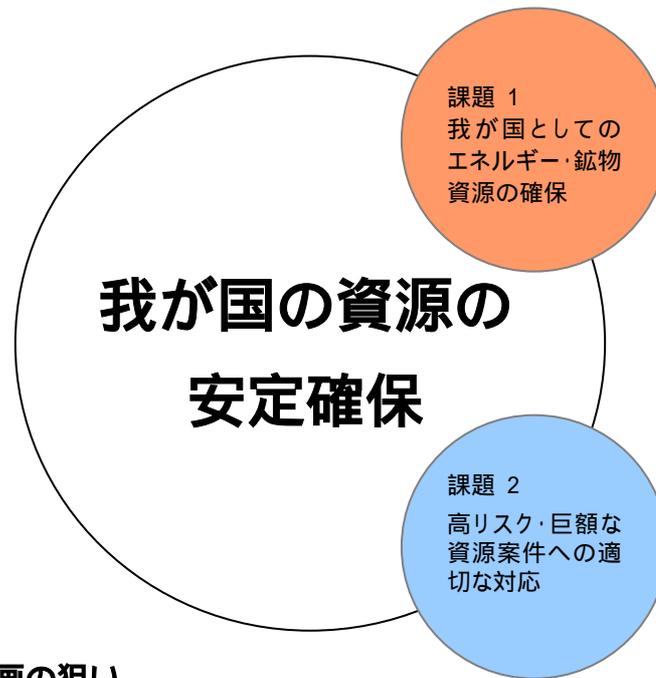
- マクロ経済調査等については、本行の外国政府等信用力評価の分析を活用しつつ、円借款の供与等に際し実施している。
- 債務管理能力向上のためのセミナー・研修については、JICA とも連携しながら実施している。
- 円借款案件の事後評価に関し、第三者評価を実施した割合は前年度に引き続き 100% を達成した。
- 事後評価については、全ての完成案件を対象に実施している。加えて、全ての承諾案件を対象に事前評価を実施している。
- 個別事業単位の効果に留まらず、貧困削減、環境、IT 等の分野においてテーマ別評価(プログラムレベル評価)を行うなど評価の充実に取り組んでいる。
- 開発途上国の研究機関、NGO、国際機関、大学関係者等との合同評価については、ADB 等との合同評価を実施している。
- 評価結果の業務へのフィードバック促進を目的として、外部有識者の参加による「円借款事後評価フィードバック委員会」を開催している。委員会の提言に基づき、実施機関から提出される完成報告書(PCR)のフォーム改善や実施機関との合同評価を実施している。
- JICA 連携 ODA プロジェクト評価セミナー等を通じ、開発途上国の評価能力の向上を支援している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- 海外経済協力業務実施方針の7つの重点分野に関する分野別業務実施方針を策定した。同方針・評価モニタリング委員会を開催し、モニタリングに留まらず、円借款業務の改善に向けた分析を行い、質を重視した案件形成・発掘に向けた中期的取り組みの促進等を行っている。
- イラク等における国際機関等との合同調査の実施、大学との協力協定締結による連携に取り組んでおり、円借款業務の質の向上に努めている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- 課題への適切な取り組みがなされている。
- 評価について、引き続き、国民によりわかりやすい公表、国際会議における積極的な情報発信等、アカウンタビリティ向上に努め、円借款業務の質の向上に取り組むことが重要である。



年間事業計画の狙い

本分野では、資源小国である我が国の現状に鑑み、日本企業の資源権益取得、開発輸入案件等を支援し、国民生活の安定と我が国産業活動の維持のため、「我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の安定的な確保(課題 1)」に貢献することを目指している。なお、その際に国際機関・他国公的機関との連携や、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス等様々なファイナンス手法に関する本行の経験ノウハウや公的ステータス等を生かすことで、民間が負担することが困難な、資源案件に付随する立地国の政治、経済社会情勢や市況の変化によるリスクを軽減し、「巨額な資源案件に適切に対応していく(課題 2)」。

事業環境

「エネルギー基本計画」にも謳われるとおり、我が国は資源小国として、国民生活や経済活動の基盤をなす資源・エネルギーの大半を海外に依存しており、その安定供給確保は依然重要な課題となっている(参考 1)。国際エネルギー機関(IEA)によれば、世界のエネルギー需要は2020年までに97年比で57%増加し、この伸びの約半分を日本を除くアジア地域が占める見込みとなっている(参考 2)。アジア地域のエネルギー需要の増大に伴う域外依存度の上昇や、また最近の中国をはじめとしたアジア諸国の高成長等を背景とした資源・素材価格の高騰は、日本企業が多く事業を展開するアジア地域全体の資源供給構造を脆弱化する可能性もある(参考 3)。

かかる環境下、我が国の資源関連業界は、商社や電力・ガス会社の積極的な開発段階への参加、供給地多角化の模索等、国際的な事業展開を進めている。他方、世界の資源メジャーは、合併・再編を経てさらに競争力を高めており、我が国の資源関連企業がそれら国際的大企業に伍してビジネスを展開、ひいては我が国の資源の安定確保を実現するために、事業資金の円滑な調達、リスク軽減措置等が一層重要になっている。海外における資源案件は、一般にリスクが高く、巨額の資金を必要とするため、民間金融機関だけでは十分な長期資金を供給することが困難であり、また、資源保有

国との長期的な関係を踏まえた対応が必要となることから、本行としては「新産業創造戦略」(平成 16 年 5 月)等も踏まえ、資源開発プロジェクト及び資源関連プロジェクトを積極的に支援していく必要がある。

評価のサマリーと今後の対応

「我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保(課題 1)」については、石油開発企業の資産買収案件や前払融資による原油輸入案件等への支援、ロシア、アゼルバイジャンでの石油開発案件の支援等エネルギー調達先の多角化への貢献、我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備案件等の支援を実施するなど、適切な取り組みがなされている。引き続き我が国政府の資源・エネルギー政策や「新産業創造戦略」等を踏まえ、我が国の資源の安定確保に資する案件を支援していくことが重要である。

「高リスク・巨額な資源案件への適切な対応(課題 2)」については、リスクテイク機能の発揮により、石油パイプラインにかかる複雑な国際コンソーシアム案件の支援や、ロシア、アゼルバイジャン等における大規模案件への適切な対応等を実施し、概ね適切な取り組みがなされている。引き続き、業界団体や日本企業のニーズを踏まえた円滑なファイナンス組成のための適切な対応、主要資源保有国政府や欧米メジャー等との情報収集や意見交換による密接な関係の維持、拡大が必要である。

(参考 1) 我が国のエネルギー・鉱物資源の海外依存度(例)

(単位: %)

	石油	天然ガス	鉄	銅	アルミ	レアメタル 7 鉱種
海外依存度	99.7	96.2	100	99.95	100	100

(注) レアメタル 7 鉱種……ニッケル、クロム、マンガン、コバルト、タングステン、モリブデン、バナジウム
(出典: (財)日本エネルギー研究所「1 次エネルギー供給」(2004 年)、資源エネルギー庁「鉱業便覧(平成 14 年版)」、石油天然ガス・金属鉱物資源機構ホームページ(2004 年 8 月現在)より作成。)

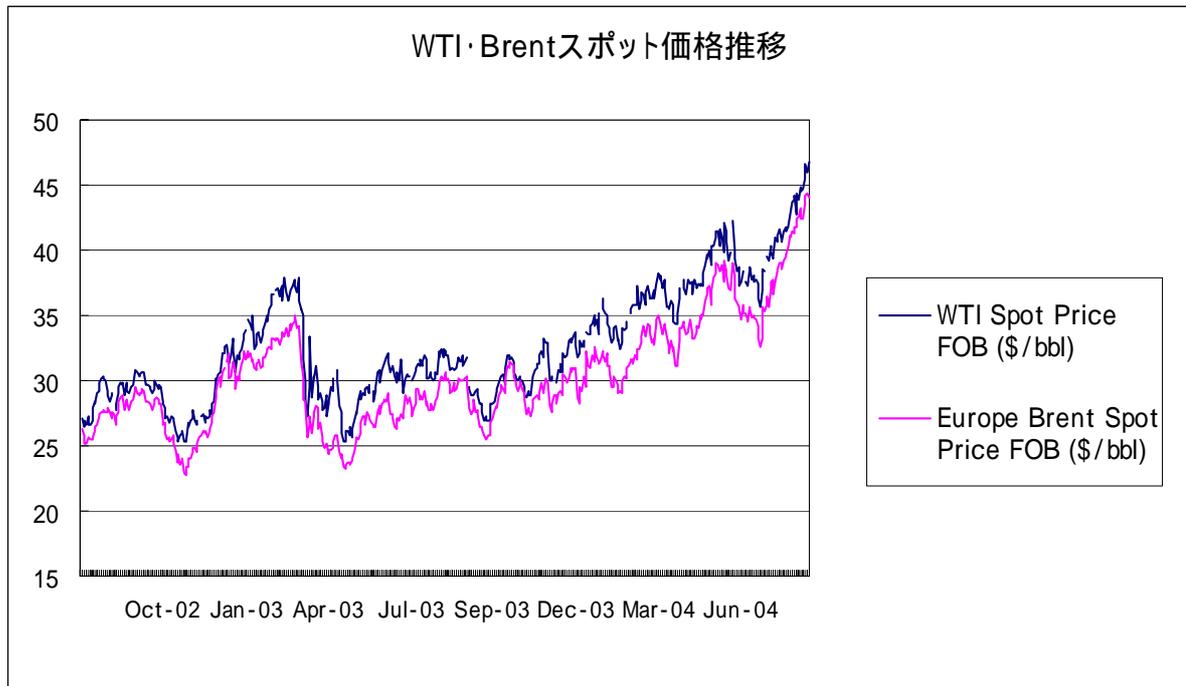
(参考 2) エネルギー需要見込み

(単位: 石油換算 100 万トン)

	2000	2010(見込)	2020(見込)	2030(見込)
アジア(除日本/中国)	776(8%)	1,117(10%)	1,531(12%)	1,995(13%)
中国	950(10%)	1,302(12%)	1,707(13%)	2,133(14%)
OECD	5,291(58%)	5,994(54%)	6,605(50%)	7,117(47%)
合計	9,179(100%)	11,132(100%)	13,167(100%)	15,267(100%)

(出典: IEA・World Energy Outlook 2002)

(参考3)原油価格の推移(WTI Spot Price 及び Europe Brent Spot Price)



(出典:U.S. Department of Energy, Energy Information Administration ホームページ(2004年8月現在)より作成)

課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)	
(課題3-1) 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 A </div>	権益取得、長期引取契約又は販売権取得により我が国として確実に確保できるエネルギー資源(石油・天然ガス)・鉱物資源量などの拡大につながる事業に対する支援	日本企業による新規権益取得・長期引取・販売権取得が可能となった出融資保証承諾案件数	22	37	39	32	39	36	
		上記の支援対象案件による我が国へのエネルギー資源・鉱物資源などの新規権益取得・引取の増加量(計画値)	石油 (百万B/Y)	226	32	77	72	29	
			ガス (万t/Y)	361	603	763	876	1,087	
			銅 (千t/Y)	700	245	428	20	-	
			鉄 (万t/Y)	-	1,385	-	-	-	
		代表的資源の国内需要量に占める本行融資対象事業からの本邦への輸入量の割合(モニタリング指標)	石油	19%	15%	19%		n.a.	
			ガス	95%	97%	96%		n.a.	
		資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー資源・鉱物資源の供給多角化につながる事業に対する支援	石油開発案件における中東地域以外の本行出融資保証承諾案件数の割合	88%	100%	56%	67%	63%	82%
			天然ガス案件・鉱物資源案件のうち、新規対象国数	-	1	-	1	1	1
		新技術による天然ガスの有効利用推進につながる事業に対する支援	GTL(Gas to Liquid:液体燃料化技術)・DME(Dimethyl Ether)等新技術による天然ガス有効利用案件に対する出融資保証承諾案件数	-	-	-	2	-	1
我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がる経済インフラ整備事業に対する支援	エネルギー資源・鉱物資源の我が国への供給拡大に繋がる施設(道路、鉄道、港湾、パイプライン、LNG船、備蓄基地)の整備案件に対する出融資保証承諾案件数	-	-	7	2	9	6		
アジア地域へのエネルギー供給の拡大に対する支援	アジア地域へのエネルギー供給に繋がる資源関連出融資保証承諾案件数	4	8	8	9	12	18		

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 ……外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保の課題に関しては、我が国の政策、エネルギー・鉱物等資源関連企業の海外展開・業界再編動向、資源保有国政府・政府機関・資源メジャー等の動向等、我が国企業の資源開発ビジネスを取り巻く環境変化を踏まえ、我が国企業のニーズを把握し、我が国政府と密接に連携しつつ、各案件に機動的・適切に対応した。
- ・ 日本企業による新規権益取得・長期引取・販売権取得が可能となった案件については、石油開発企業の資産買収による権益取得案件や前払融資による原油輸入案件等を支援したことにより、計画を上回った。
- ・ 石油開発案件における中東地域以外の承諾については、ロシア、アゼルバイジャンで承諾があり、更なるエネルギー調達先の多角化に貢献している。
- ・ 天然ガス・鉱物資源案件の新規対象国については、東チモール・豪州共同石油開発海域における天然ガス田開発事業向けの支援を実施。
- ・ GTL・DME(注)等新技术による天然ガス有効利用案件については、技術面や採算面等からの検討が引き続き必要とされていることから、2003年度についても実績がなかった。
- ・ エネルギー資源・鉱物資源の我が国への供給拡大に繋がる施設の整備案件数については、日本企業が開発に参加する油田やガス田から産出される原油・ガスを輸送するためのパイプライン建設や、LNG積出港整備を行う案件等を実施し、計画を上回った。これらの案件は資源の開発案件と同時にインフラを整備することにより、我が国への供給拡大に直接的に貢献するもの。
- ・ アジア地域へのエネルギー供給に繋がる案件については、ガス田開発に伴う液分(LPG・コンデンセート)のアジア地域での販売や油田開発に伴う原油の韓国、中国、台湾、フィリピンでの販売等に繋がる案件への支援を実現し、計画を上回った。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ エネルギー・原材料資源等の政策に関し、「エネルギー基本計画」や「新産業創造戦略」等の政府の資源政策への提言等を通じ、密接な協議、連携を図っている。

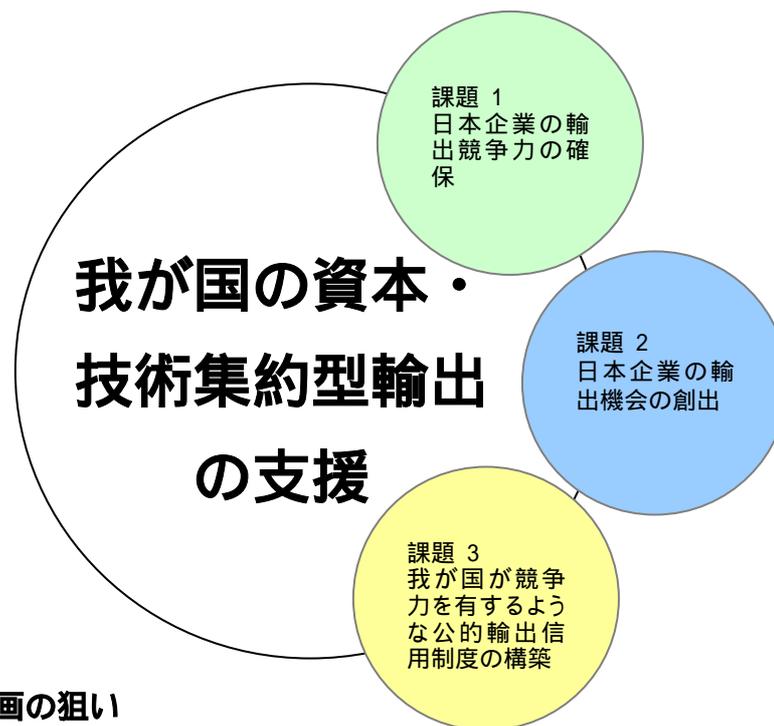
3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 引き続き、我が国政府の資源・エネルギー政策や「新産業創造戦略」等を踏まえ、我が国の資源の安定確保に資する案件を支援していくことが重要である。特に、アジア地域の資源需給構造の不安定化に対する積極的かつ機動的な支援の実施、資源産出国の関連インフラ整備への支援を行うとともに、日本企業が有する資源効率化、省エネに資するプラント・技術等の輸出、投資の支援を実施することが重要である。

(注) GTL (Gas to Liquids) :天然ガス等を原料として化学反応により超低硫黄の灯油等の液体燃料を製造する技術及び製品のこと。

DME (ジメチルエーテル) :天然ガス等から製造され、LP ガスに類似した物性を有する合成燃料であり、硫黄分を含まず、クリーンな新しい分散型燃料として期待されているもの。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題3-2) 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 B </div>	多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進	新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	-	2	2	8	-	1
		資源金融およびエネルギー資源・鉱物資源の我が国への供給拡大に資する案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	12%	8%	12%	33%	13%	22%
	リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協定の推進	国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数(モニタリング指標)	6	4	-	/	2	/
<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規与信先については、内談案件の消滅等により、2003年度の実績はなかった。 ・ 開発途上国向けではないが、オーストラリア沖におけるガス田開発案件において、同国のエネルギー企業の子会社の信用リスクをとった与信を実現している。 ・ ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクトファイナンス等の手法を活用した案件については、プロジェクトの進捗遅延等により、実績は計画を下回っているが、過去3年の実績と同水準を達成している。複雑な国際的コンソーシアム案件で、国際機関等との協調融資案件でもある、カスピ海と地中海を結ぶ石油パイプライン案件や、原油輸入前払い案件における債権保全スキームの構築等、今後の案件形成にも資する、ストラクチャーの構築を実現している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関のみでは適時に所要の資金供与が困難な、ロシア、アゼルバイジャン等における大規模かつ関係者が多岐にわたる案件に対して、適切な支援を実施している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題への概ね適切な取り組みがなされている。 ・ 引き続き、業界団体や日本企業のニーズを踏まえて、円滑なファイナンスに適切に対応することが必要である。また、主要資源保有国政府や欧米メジャー等との間でも、情報収集や意見交換による密接な関係を維持、拡大することが必要である。 								



年間事業計画の狙い

本分野では、開発途上国に関する知見、開発途上国政府・他国輸出信用機関とのネットワーク、ストラクチャード・ファイナンス等にかかる豊富なノウハウ等を活用した質の高い公的輸出信用サービスを提供することで「日本企業の輸出競争力を確保(課題1)」するほか、案件発掘・形成調査業務等を通じて「日本企業の輸出機会の創出(課題2)」を図る。また、国際的取極め(OECD 公的輸出信用ガイドライン)の枠組みの中で、日本企業の競争力を確保すべく積極的に提言を行い(課題3)、各課題への対応を通じ、我が国の開発途上国向け輸出競争力を確保することを目指している。

事業環境

我が国のプラント成約実績は、機種別にはエネルギー、電力等の分野を中心に、地域別にはアジアや中東湾岸諸国向け等の案件を中心に、2003年度の成約実績が188.8億ドルとなるなど、アジア金融危機の影響を受けた1997年以降では最も高い値となり、足下好調な状況にある(参考1、2)。しかしながら、我が国のプラント産業を取り巻く環境は、有力欧米企業及び安価な労働力等を武器にしたアジア企業との競争が熾烈化しており、日本企業の国際競争力確保のための支援は引き続き重要である。また、先進各国も公的輸出信用機関によって自国の輸出を支援しており、国際商談における日本企業の国際競争力を確保するためには、我が国としてもプラント輸出の積極的な支援が引き続き必要である。

評価のサマリーと今後の対応

「日本企業の輸出競争力の確保(課題1)」については、開発途上国における地場企業、金融機関への初の与信を実現するとともに、プロジェクトファイナンス等の手法を活用して、新たなセクター、地域で支援を実現している。また他国 ECA との協力関係強化にも適切に対応するなど、適切な取り組みがなされている。引き続き、対象国・地域に応じたリスク対応策を構築するなど、日本企業を支援していくことが重要である。

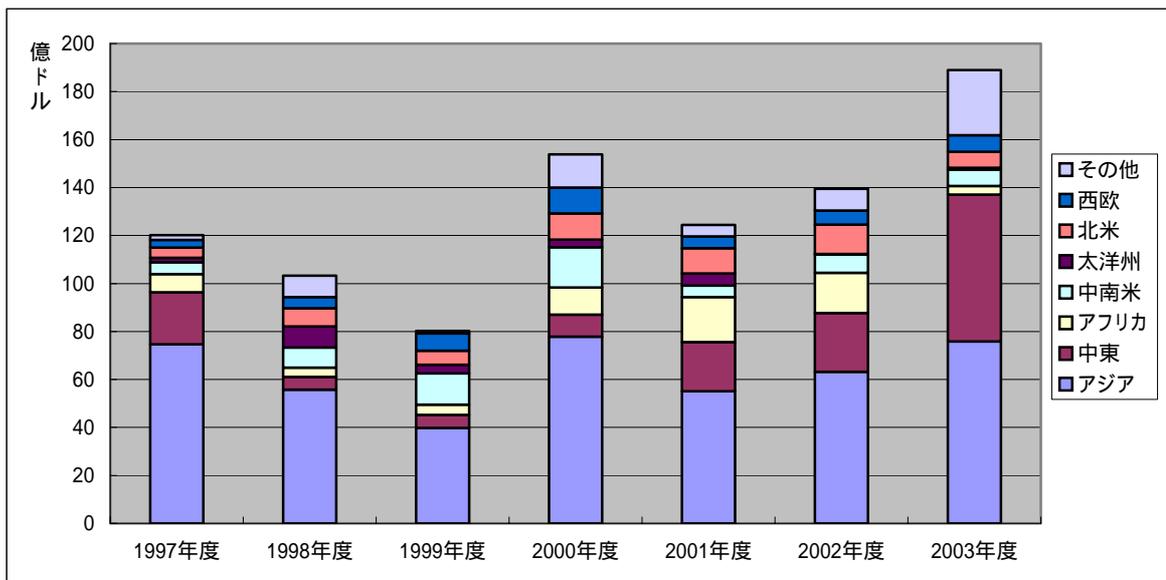
「日本企業の輸出機会の創出(課題2)」については、案件発掘・形成調査業務(注)の効果的な活用による日本企業の入札拡大への支援や、日本企業のニーズを踏まえた政策提言や開発途上国政府機関との業務協力協定の締結等により、日本企業の輸出機会創出に努めるなど、適切な取り組みがなされている。引き続き、融資一般にかかる輸出相手国側とのフレームワーク整備や、案件発掘・形成調査業務の効果的適用等により、日本企業の輸出機会創出に努めることが重要である。

「我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築(課題3)」については、OECD アレンジメント会合等で、日本企業の競争力確保の観点から、積極的提言や日本企業に対する議論のフィードバックを行っており、適切な取り組みがなされている。引き続き、日本企業が競争力を維持できるようなルール、枠組みを積極的に提言していくことが重要である。

(注) 案件発掘・形成調査業務

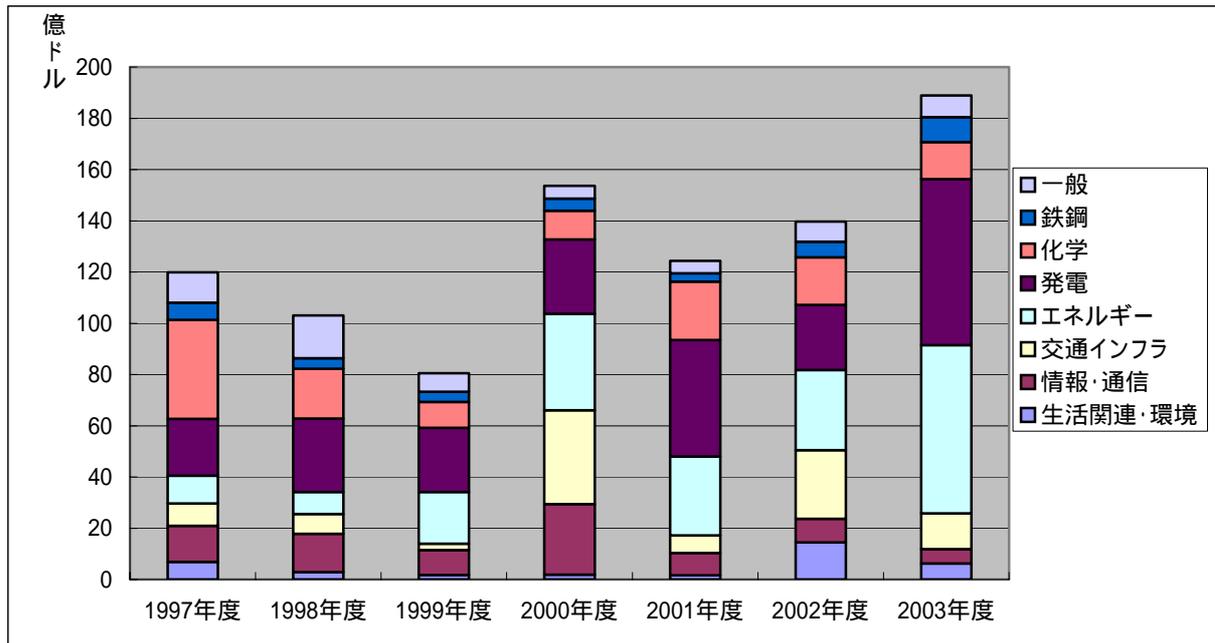
本行が専門家を雇用・派遣し、必要な調査を行うことにより、日本からのプラント輸出に繋がる優良案件を早期に発掘・形成する、国際金融等業務における調査業務。

(参考1) 地域別プラント成約実績



(出典:経済産業省「2003年度プラント・エンジニアリング成約実績調査結果報告書」より作成)

(参考2) 機種別プラント成約実績



(出典:経済産業省「2003年度プラント・エンジニアリング成約実績調査報告書」より作成)

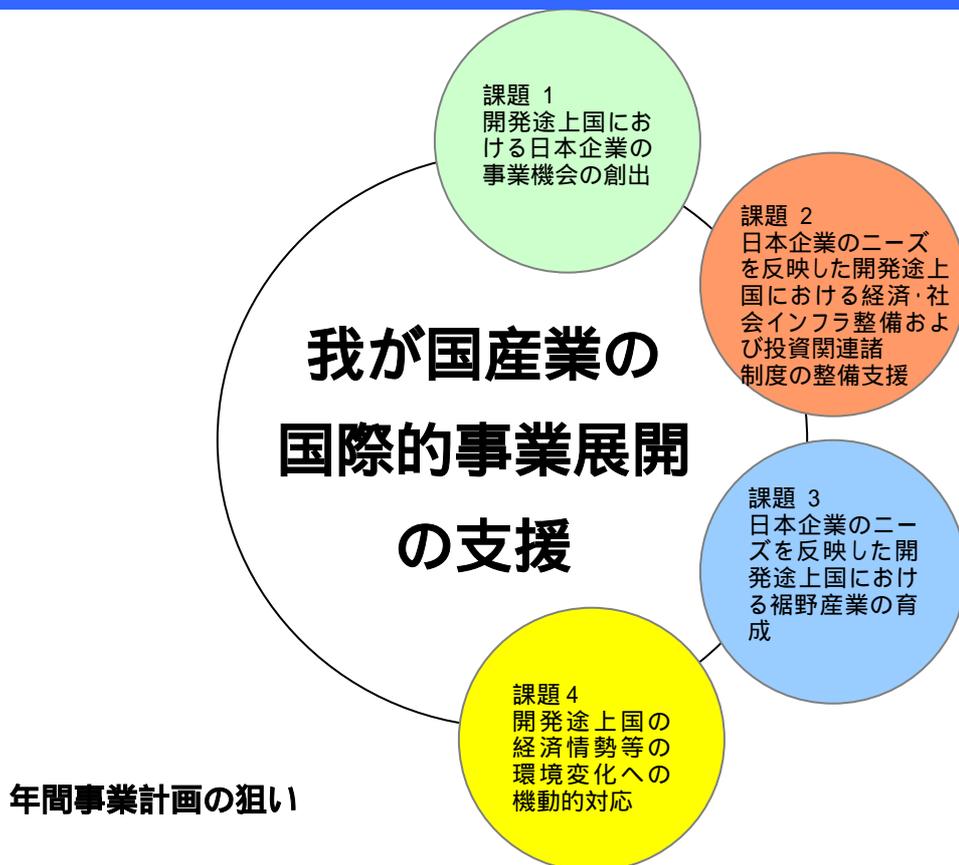
課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 4-1) 日本企業の 輸出競争力 の確保	多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進	新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	7	4	4	20	5	17
		輸出案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	12%	-	6%	23%	14%	8%
	国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化	輸出案件のうち、他国ECAと協調融資を行った出融資保証承諾案件数の割合(モニタリング指標)	12%	2%	3%		9%	
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規与信先の実現に関しては、対外借入規制等与信先国固有の事情、与信対象輸出案件の進捗遅延、借入人との交渉難航等により、実績は計画を下回ったが、本行が初めてロシア企業の信用リスクを取って与信を行ったロシア通信会社、旧ソ連からの独立国に初めてクレジットラインを設定したカザフスタンの商業銀行向けなど、前年並みの実績を達成している。 ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクトファイナンス等の手法を活用した案件については、相手国政府の政策変更、政治・経済情勢の変化等による外部的な変動要因が多く、その進捗には不確定要素が多い。2003 年度についても、内談案件の消滅等により、実績は計画を下回っているが、新たなセクター、地域でプロジェクトのリスクテイクを実現したこと等により、過去の実績を上回る水準を達成している。 他国 ECA との協力関係強化については、マルチレンダー/スポンサーによるスキーム上複雑な案件である、カスピ海と地中海をつなぐ石油パイプライン案件で、米、英、仏、独、伊の ECA との協調融資の供与などにより、過去の推移を上回る実績水準となった。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国民間金融機関の信用力を補完し、日本企業の輸出支援を図るため、2003 年度はシンガポール向けのパフォーマンスボンド保証を実施している。 輸出クレジットライン設定に関しては、ブラジルにおいてドル建融資枠を設定し、またブラジル、ロシア、カザフスタンにおいて、それぞれの国で複数の金融機関のクレジットラインを設定することによって、日本企業の利便性の向上を図り、国際競争力の向上に貢献している。 2003 年 12 月の「日本・ASEAN 特別首脳会議」で採択された「日本・ASEAN 行動計画」に施策として盛り込まれた「ASEAN 輸出信用当局との間の貿易金融面における情報交換・ネットワーク作り及び協力」を受け、域内 ECA との連携を強化し、アジア ECA 会合への積極的な関与を行っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、対象国・地域に応じたリスク対応策を構築し、新規スキームを含む円滑なファイナンス組成により、日本企業を支援していくことが重要である。 							

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。

・・・外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題4-2) 日本企業の 輸出機会の 創出	案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援	案件発掘・形成調査業務実施案件のうち、プロジェクト実施主体が実施を決定し、日本企業が入札機会を得た案件数の割合(モニタリング指標)	-	100%	100%		100%	
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件発掘・形成調査業務を実施し、プロジェクト実施主体が実施を決定した案件においては、いずれも日本企業が入札機会を得ている。 同業務においては、プロジェクト実施主体との関係を重視するとともに、案件ごとのフォローアップを強化し、より効果的な輸出機会の創出に努めている。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナム、フィリピン、インドネシア、インド等、アジア地域を中心に、特に電力セクターにおいて、国際機関・他国公的機関や我が国政府、企業との戦略的連携を強化し、日本企業のニーズを踏まえた開発途上国政府への政策提言等を通じて、日本企業の輸出機会創出、確保に引き続き努めている。 カザフスタン開発銀行と業務協力協定を締結し、貿易促進のための情報収集促進等による、日本企業の輸出機会の創出、確保に努めている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 案件発掘・形成調査業務について、引き続き、輸出成約に結びつくような案件選定を行うとともに、案件進捗のきめ細かいフォローアップ等の強化を図ることが必要である。 個別の融資案件の支援に留まらず、融資一般にかかる相手国側とのフレームワーク整備や案件発掘・形成調査業務の効果的適用を含めて、日本企業の輸出機会創出、受注環境等の整備に努めていくことが重要である。 							
課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題4-3) 我が国が競争力を有する ような公的輸出信用制度 の構築	OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言、および日本企業に対する関連情報の提供	-						
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> OECD「公的輸出信用アレンジメント」、「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチ」改定にあたっては、日本企業のニーズを踏まえ、日本企業の競争力確保の観点から、輸出者間の適正な国際的競争促進に資する枠組み作りや、本行の環境ガイドラインとの整合性を確保するような共通アプローチの改定を働きかけ、実現に至った。また、これらの過程では、関係業界に対し適切に議論のフィードバックを行っている。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、日本企業が競争力を維持できるようなルール、枠組みを積極的に提案していくことが重要である。 							



経済のグローバル化に対応し、国際的事業を展開する日本企業に対し、民間金融のみでは対応困難なリスクの軽減等により、「事業機会を創出(課題1)」し、「日本企業のニーズを反映した経済・社会インフラ整備や投資関連諸制度の整備支援、裾野産業の育成(課題2、3)」によってその国際事業の円滑化を図る。さらに「開発途上国の経済情勢等の変化に機動的に対応し(課題4)」、各課題への対応を通じて日本企業の開発途上国における事業への投資を支援することを目指している。

事業環境

着実に進むグローバル化の中、日本企業は熾烈な国際競争に晒される中で経営改革を進めており、その一環として開発途上国への事業展開を含め、国際的生産・分業体制の高度化、成長市場の獲得等による国際競争力の確保に積極的に取り組んでいる(参考 1、2)。しかしながら日本企業のこうした取り組みには、進出先の開発途上国における経済・社会インフラ不足、未発達な裾野産業や現地金融・資本市場、法制未整備等の多くの障害が存在するため、例えば「日本・ASEAN 行動計画」(平成 15 年 12 月)においても、本行は海外投資金融の供与を通して ASEAN 加盟国における日本企業の投資活動を促進することが期待されているように、豊富な情報、政府・他機関とのネットワーク、支援実績、交渉力等を活かしつつ、公的機関としての役割を果たし、開発途上国における日本企業の事業展開を支援することが求められている。

一方、我が国経済は、好調な世界経済や企業部門の改善等を背景に、バブル崩壊後の長期停滞を脱して本格的な自律的景気回復とデフレ脱却に向かいつつあるものの、民間金融機関の海外拠点からの撤退や業務縮小により(参考 3、4)、民間金融機関の業務を補完・奨励し、日本企業に対する円滑な資金供給を確保すること等が求められている。

評価のサマリーと今後の対応

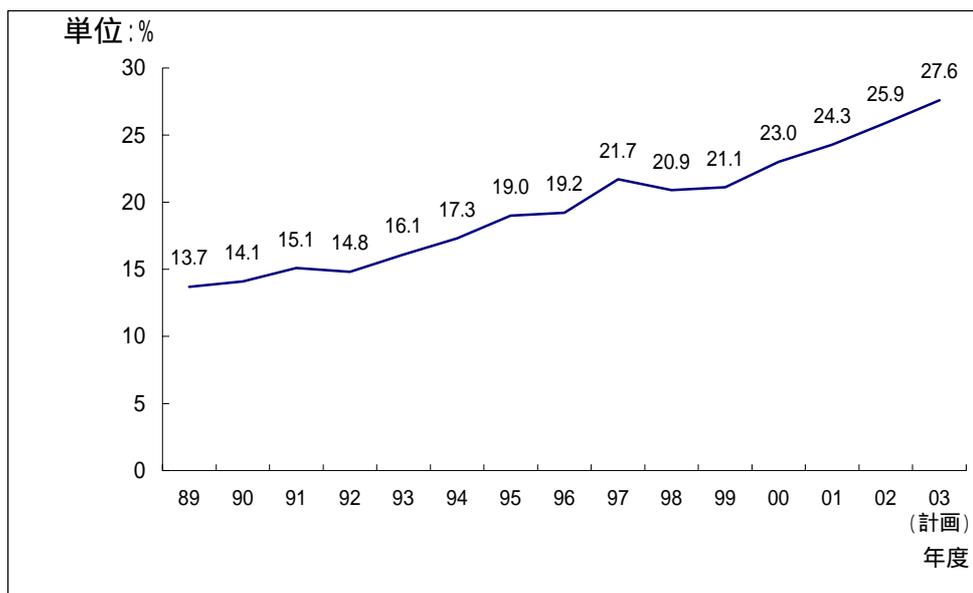
「開発途上国における日本企業の事業機会の創出(課題 1)」については、開発途上国の政府系金融機関や地場企業に対する初の与信を実現するとともに、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクトファイナンス等の手法を活用して、支援対象セクターを拡大している。他国公的機関等との協調融資も積極的に実現するなど、適切な取り組みがなされている。引き続き、日本企業のニーズを踏まえ、民間金融機関を補完しながら、最適な金融スキームを構築していくことなどが重要である。

「日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備及び投資関連諸制度の整備支援(課題 2)」については、アジア地域を中心に、日本企業のニーズを踏まえた経済・社会インフラ整備案件に対する支援や、投資環境諸制度改善に関する提言を実施しており、適切な取り組みがなされている。引き続き、日本企業のニーズ・課題を把握し、開発途上国のインフラ等、日本企業の事業展開の環境整備にかかる案件を支援するとともに、投資関連諸制度の整備のための政策提言等、開発途上国政府に対する働きかけを実施することが重要である。

「日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成(課題 3)」については、開発途上国の現地企業を対象としたツーステップローンや、開発途上国に進出する我が国部品メーカーへの個別融資による支援等を実施しており、概ね適切な取り組みがなされている。引き続き、裾野産業育成のニーズの把握に努め、積極的な支援を行う必要がある。

「開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応(課題 4)」については、現地日系企業の業況ヒアリングに加え、独自リソースを活用した情報収集等、概ね適切な取り組みがなされている。引き続き、多様なリソースを活用した情報収集や、効率的な業況ヒアリングの実施等の取り組みが必要である。

(参考 1) 我が国製造業企業の海外生産比率の推移



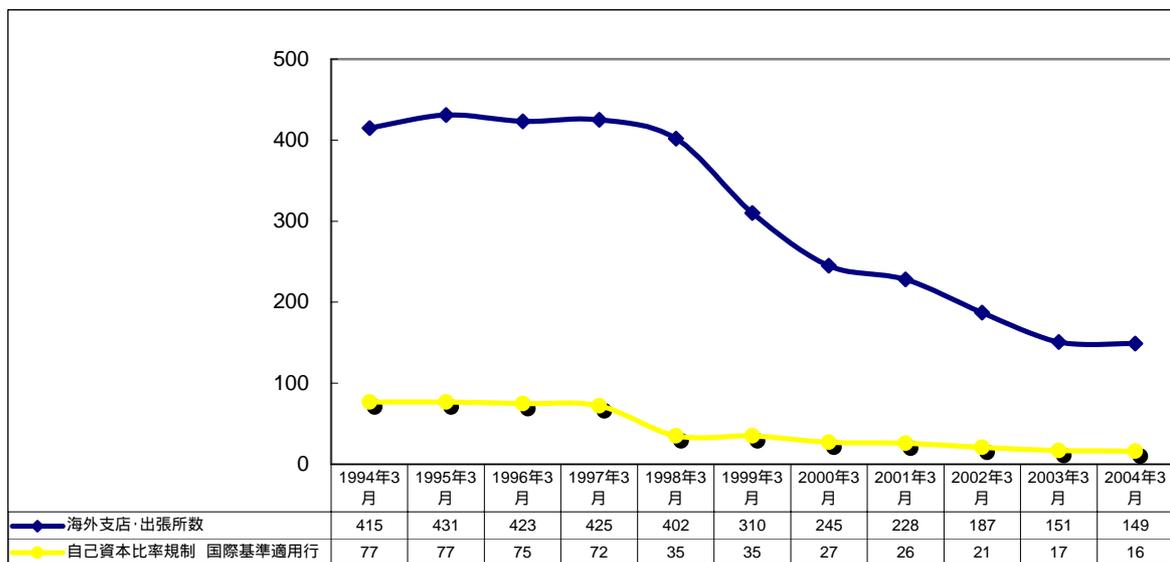
(出典:「2003年度海外直接投資アンケート調査結果」(本行開発金融研究所))

(参考2) 我が国製造業企業の海外売上高比率(主要業種)

	回答企業数	2002年度 実績	2003年度 実績見込み
全業種	531	27.8%	29.3%
化学	82	24.6%	26.1%
一般機械	63	28.0%	30.1%
電機・電子	99	40.9%	42.4%
自動車	86	26.4%	28.3%

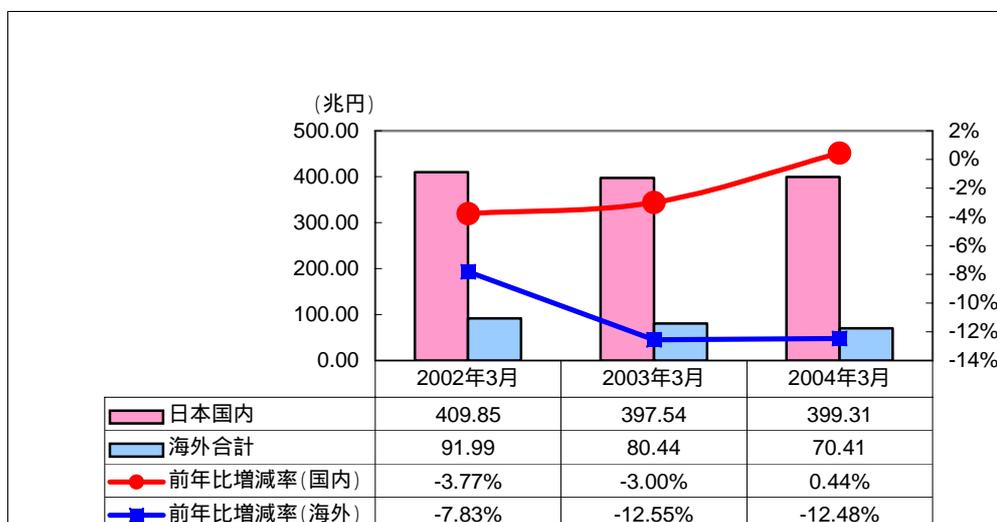
(出典:「2003年度海外直接投資アンケート調査結果」(本行開発金融研究所))

(参考3) 我が国民間金融機関の海外拠点数、自己資本比率規制国際基準適用行の推移



(出典:全国銀行財務諸表分析(全国銀行協会)より作成)

(参考4) 我が国主要銀行グループ国内外別資産残高



(出典:各行有価証券報告書、決算短信より作成)

課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 5-1) 開発途上国における日本企業の事業機会の創出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価 A </div>	多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進	新規与信を実現した開発途上国政府機関、地場企業・地場金融機関の数	4	4	2	10	4	4
		一般投資金融、海外日系企業が利用可能なアンタイドローンのうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	10%	3%	8%	11%	5%	12%
	リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進	国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数(モニタリング指標)	-	1	2	/	6	/
<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規与信先の実現については、内談案件が引き続き準備中であったり、案件が消滅したこと等により、実績は計画を下回ったが、ブラジルにおける本邦民間金融機関による民間企業向融資に対する本行初の保証供与等により、過去3年間と同水準の実績を達成している。 ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクトファイナンス等の手法を活用した案件については、案件のストラクチャーの変更等により、実績は計画を下回ったが、FPSO(注)事業、ガスパイプライン建設・ガス輸送事業、設備リース事業等、対象セクターを拡大するなど、適切に取り組んでいる。また、民間金融機関とのリスク補完の観点から、ポリティカルリスク・デファールル案件に引き続き積極的に取り組んでいる。 国際機関等との協調融資案件に関しては、欧州、南米の公的機関と協調融資を実現するなど、2001年度、2002年度の実績を上回った。 <p>(注) Floating Production Storage and Offloading Unit の略で、浮体式の原油の一次処理・貯蔵・積出設備。</p> <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資金融によって、引き続き、進出先国や周辺国における日本企業のマーケット拡大に資する案件を支援している。特に我が国との経済的結びつきの強い ASEAN 地域への日本企業の事業展開に対し、「日本・ASEAN 行動計画」に基づき、投資金融による支援を実施している。 日本企業の海外事業展開支援の観点から、民間金融機関や各企業との定期的な意見交換や、本行からの投資金融スキームや投資環境に関する情報等、各種情報発信を積極的に実施しており、その一環として、投資金融スキームや投資環境に関する情報をメールニュースとして毎月発信している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 引き続き、日本企業のニーズを踏まえ、民間金融機関を補完しながら、最適な金融スキームを構築していくことが必要である。また、「新産業創造戦略」等、政府の政策に沿い、日本企業が国際的競争力を持つために、積極的に貢献していくことが重要である。 								

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 ……外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 5-2) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 評価 A </div>	開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進	開発途上国の経済・社会インフラ整備案件に対する出融資保証承諾案件数	24	14	11	20	26	32
		上記取り組み(本行の開発途上国における経済・社会インフラ整備案件への取り組み)に対する現地日系企業の満足度(注:2002年度にアンケート調査実施)						
	開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善の推進	外資受入政策等の投資環境の改善に関する提言数	3	3	14	11	33	18
		上記取り組み(外資受入政策等の投資環境の改善に関する提言)に対する満足度(注:2002年度にアンケート調査実施)						

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 開発途上国におけるインフラ整備については、通信、発電、運輸等のインフラ案件を支援。またフィリピン電力セクター改革に関しては、国際機関との協調融資案件において、日本企業のニーズを踏まえ、政策プログラム作成に関与した。
- ・ 投資環境改善に関する提言数については、セクター単位での戦略的アプローチの積極的な推進、本行現地事務所と現地政府の繋がりを活用した現地政府への情報提供及び対話の効率的な実施等を背景に、インドネシア電力セクターに対するコモンアプローチ、ASEAN 新メンバー国にかかる投資フォーラム等を実施し、計画を上回る実績となった。
- ・ 昨年実施した「経済インフラ整備及び投資関連諸制度の改革提言についてのアンケート調査」で出された日本企業からの要望については、電力、通信、運輸セクターにおけるインフラ向け融資や、電力セクターや製造業における投資関連諸制度に対する提言を、様々な機会を利用して実施している。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 投資先国の法制・税制・為替管理政策等に起因する既往プロジェクトの問題解決のために、当該国政府に対する働きかけを実施。また、本行融資に係る、現地外為当局からの本行融資に係る許認可取得の際の顧客負担軽減等にも努めている。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 「日本・ASEAN 行動計画」に即したアセアン・メコン地域、2003年のサミットで表明されたアフリカ地域などで、引き続き、日本企業のニーズ・課題を把握し、インフラ等日本企業の開発途上国における事業展開の環境整備にかかる案件を支援するとともに、投資関連諸制度の整備のため、政策提言等、開発途上国政府に対する働きかけを実施することが重要である。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 5-3) 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成	地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)向け支援の積極化	開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的としたツーステップローン案件数	5	7	17	22	8	8
		既承諾ツーステップローン(開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的としたツーステップローン)を利用した現地企業数(モニタリング指標)	158	63	965		156	
評価 B	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地企業育成を目的としたツーステップローン案件数は、借入国の経済金融情勢の変化や内談案件の消滅等により計画を下回ったが、企業にとって、小口・オフバランスでの利用が可能ことから利便性の高いリーススキームを活用した案件等、新たな取り組みを行っている。 既承諾ツーステップローンを利用した現地企業数は、2002年度は同年度に調印されたツーステップローンを利用した企業数が多かったという特殊事情があったのに対し、2003年度は当該ツーステップローンの貸出がほぼ終了したことから、前年実績を下回っている。 ツーステップローンによる支援以外の取り組みとして、自動車や家電メーカーを中心に日本企業が開発途上国に進出、現地生産を進める中で、これらメーカー等に部品納入を行う、中小企業を含む部品メーカーの現地での生産体制の確立・拡充に対する支援を個別融資の形で実施している。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。 引き続き、国際的事業展開を行う日本企業、裾野産業育成にかかるニーズの把握に努め、ツーステップローンや各企業向けの融資により積極的な支援を行う必要がある。 							
課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 5-4) 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応	信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実	現地日系企業の業況ヒアリングの実施対象国数	n.a.	n.a.	10	21	7	24
評価 B	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地日系企業の業況ヒアリングの実施対象国については、信用収縮等への機動的対応を目的とするものであるため、アジア地域における経済・金融情勢の改善を主要因として実績は計画を下回っている。なお、指標実績は、半期に10社以上実施した国のみを計上しており、これに加えて18カ国において複数の現地日系企業へのヒアリングを実施している。また、2003年末のハンガリー・フォロントの下落時には、為替動向等について機動的に情報収集するとともに、同国を管轄している在ドイツの日系企業に対しても定期的に業況ヒアリングを実施した。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国関連情報について、香港における研究者、エコノミスト、金融機関等、独自のリソースを活用した情報収集を実施している。 現地調査を含むマクロ経済調査や、海外直接投資アンケートの結果についても、開発途上国経済情勢等の環境変化の把握に活用している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への概ね適切な取り組みがなされている。 引き続き、多様なリソースを活用した情報収集に努めるとともに、業況ヒアリングを事業展開のニーズ把握と合わせて実施するなど、効率的な取り組みが必要である。 							

(6) 事業分野：開発途上国の地球規模問題への対応支援



年間事業計画の狙い

本分野では、「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援(課題1)」、「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援(課題2)」、及び「地球温暖化と酸性雨対策以外の感染症・人口問題等地球規模問題への対応(課題3)」を重視した業務を行い、同業務をより効果的なものとするため、「我が国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO等との知的連携の強化(課題4)」を図ることで、地球温暖化とアジア地域の大気汚染の緩和を中心とした地球規模問題の改善に貢献することを目指している。

事業環境

地球温暖化(参考)や酸性雨などの地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、エイズなどの感染症等の地球規模問題は、開発途上国における持続可能な開発を実現する上で大きな課題であり、我が国にも重大な影響を及ぼしている。

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」では、開発途上国の貧困撲滅や地球規模問題への対応を通じた持続可能な開発に対する国際的な支援が表明され、2003年の第3回世界水フォーラムでは、持続可能な開発実現に際しての水問題の重要性と国際的な支援の必要性が強調された。地球温暖化対策については、2002年に我が国も京都議定書を批准しており、地球温暖化対策に資する事業への支援を推進すると共に、クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)等京都メカニズムの活用等が求められている。

また、地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識の高まりを踏まえ、2003年に閣議決定された新しいODA大綱では、新たに「平和の構築」が重点課題に加えられた。本行としても新ODA大綱を踏まえ、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援などを含め、平和構築のための取り組みを行っていく必要がある。

評価のサマリーと今後の対応

「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題1)」については、CO2排出量の削減・吸収に資する省エネや森林保全案件等を支援しており、適切な取り組みがなされている。今後、我が国企業等との意見交換を通じ、先進的な技術に関する情報を収集し、我が国のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件形成に活用していく必要がある。

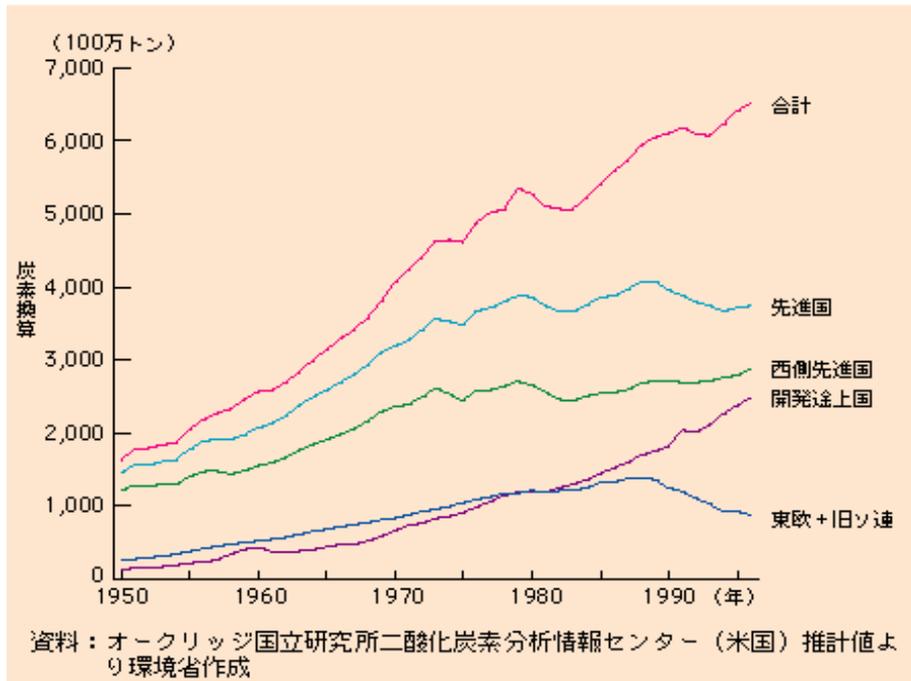
「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題2)」については、日本企業等と連携し、京都メカニズムの活用を図る案件の立ち上げ準備等を行うなど適切な取り組みがなされている。今後、京都議定書発効の見通しも踏まえ、我が国政府・政府機関、日本企業、途上国政府、国際機関等との連携を一層強化し、日本企業による具体的なCDM、JI案件への取り組みを支援していく必要がある。

「地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題3)」については、感染症、水資源問題、平和構築等への取り組みが進展しており、適切な取り組みがなされている。人口問題については、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要である。また、新ODA大綱の重点課題に平和構築が新たに加えられたことや世界水フォーラム等での議論を踏まえ、平和構築、水問題等への継続的な取り組みが必要である。

「地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化(課題4)」については、適切な取り組みがなされている。今後もこれら関係機関との連携を強化し、具体的な案件の形成を含めた支援を行っていくことが重要である。

(参考)

世界のCO₂排出量の推移（1950年～1996年）



(出典：環境省 環境白書 平成 12 年度)

課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-1) 開発途上国 政府による 地球温暖化 対策と我が 国の酸性雨 問題を軽減 する対策へ の支援の拡 充	地球温暖化対策 としての二酸化炭 素(CO ₂)の排出 量削減・吸収につ ながる事業に対 する支援	温室効果ガス排出抑 制に資する案件に対 する出融資保証承諾 案件数(森林保全・ 植林事業を含む)	25	8	14	17(注1)	26	18
		上記支援対象案件に より削減される温室 効果ガス排出量(計 画値)(モニタリ ング指標)	30.2百万ト	1.1百万ト	0.9百万ト		n.a.(注2)	
	我が国の公害防 止等のクリーン・ テクノロジーの普 及を伴う案件に 対する支援	我が国のクリーン・テ クノロジーが導入さ れた本行出融資保証 承諾案件数	18	11	10	9	4	11
評価 A	開発途上国にお ける地球温暖化・ 酸性雨対策への 意識と対応能力 の向上、および 制度の構築に対 する支援	地球温暖化・酸性雨 対策への意識と対応 能力の向上、制度構 築のためのセミナー の実施件数	1	1	2	6	10	6
	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出抑制に資する案件への支援については、インドネシア等における新・再生可能エネルギー、中国における森林保全/環境改善プロジェクト等への承諾を行っており、計画値を上回った(注1)。 エジプトの風力発電事業は、我が国 ODA 初の CDM(注:15 頁参照)プロジェクトとしての認定を目指しており、今後の円借款を活用した CDM 案件組成のモデル事業として期待されている。 我が国のクリーン・テクノロジーが導入された案件数に関しては、受け入れ国政府の政策変更により入札が保留になったものや日本企業が参加を取りやめた案件等があったため、実績は計画を下回った。 地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築への支援に関しては、世界的な関心の高まりを受け、中国等においてセミナーを実施しており、指標の実績は計画を上回った。また、JICA との連携により開発途上国の関係者に対する公害対策セミナーを開催するなど、この分野での途上国へのソフト面の支援に取り組んでいる。 <p>2. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 我が国のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件については、企業等との意見交換を通じて、我が国の先進的な技術についての情報を収集した上で、案件形成に活用していくことが必要である。 <p>(注1)2003 年度の計画値については、商業植林案件を含め当初 26 件としていたが、かかる案件の環境改善効果は一定期間に限定されるものであり、2003 年度以降の計画値及び実績値の対象から商業植林を除く変更を行った。その結果、2003 年度の計画値は 17 件、実績値は 26 件となっている。なお、商業植林を含めた場合の 2003 年度の実績値は 42 件であり、当初計画の 26 件を上回っている。</p> <p>(注2)CO₂ 排出量の具体的な数値の算定は、CDM/JI 関連案件以外は系統的に把握していないことから n.a.として いる。CDM 関連では 2003 年度承諾円借款案件であるエジプト「ザファラーナ風力発電事業」については、年 間 22.7 万 t の CO₂ 削減に資するとして CDM の適用を目指している。</p>							

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
・・・外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充	日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援の拡充	-						
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都議定書が発効していない状況下、一部を除いて日本企業の京都メカニズム案件への取り組みが慎重であったこと等から、日本企業が参加する CDM・JI 案件への承諾実績はなかった。 日本版炭素基金に関し、政府関係者、民間企業等と協議を行い、具体的設立準備を進めている。また、日本企業及び本行も出資している世銀炭素基金事業の対象プロジェクトからの排出権購入契約を多数締結し、日本企業を通じた地球温暖化対策への支援に取り組んでいる。 京都メカニズムへの取り組みを強化するため、京都メカニズム担当審議役を設置するなど行内体制を整備するとともに、我が国政府・政府機関、国際機関、二国間機関との連携を推進している。また、中東欧における JI 研究会の実施等を通じ、日本企業の京都メカニズムへの取り組みの検討を支援している。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本企業が実施する LNG の製造、販売、輸送事業やガスパイプラインの建設、操業事業、天然ガス焼きコンバインドサイクル発電事業等に融資を行い、天然ガスの活用による環境負荷の低減を支援している。 日本企業が実施する自動車用排ガス浄化触媒の製造・販売事業への融資や代替交通機関としての地下鉄車両の輸出向け融資を行い、自動車の排ガスを要因とする温暖化の防止への支援を行っている。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題への適切な取り組みがなされている。 京都議定書発効の見通しも踏まえ、日本版炭素基金の速やかな立ち上げとその円滑な運営のサポートを実施するとともに、我が国政府・政府機関、日本企業、開発途上国政府、国際機関等との連携を一層強化し、日本企業による具体的な CDM、JI 案件の発掘・形成の支援や当該案件への出融資による支援に積極的に取り組んでいく必要がある。 							

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価 A </div>	感染症・人口問題への支援	感染症・人口問題に対応する円借款対象案件数	2	2	-	11	13	62 (注)
	本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進	-						

1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 感染症への支援については、SARS 発生を踏まえて実施する中国での公衆衛生基盤整備、円借款等の建設契約書に盛り込むことを想定して 2002 年度に作成した HIV/エイズ予防条項に基づき、タイ - ラオス間の既往橋梁案件で予防活動を開始している。また、インドの鉄道インフラ案件において建設労働者に対する HIV/エイズ意識調査及び啓蒙活動などを実施している。マラリアに関しては、2002 年度のインドにおけるマラリア感染リスク軽減調査を踏まえ、同国の新規灌漑案件にマラリア対策を組み込んでいる。
- ・ 人口問題については、インフラ事業が妊産婦の健康に与えるインパクトに関しテーマ別評価を実施。
- ・ 地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加については、世界銀行主催の「途上国における医療機材フォーラム」に参加し、情報・意見交換を行っている。

2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 海外経済協力業務実施方針では地球規模問題として、地球温暖化や酸性雨などの地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、エイズなどの感染症を明示し、これを踏まえ幅広い分野で円借款による支援を行っている。
- ・ 新 ODA 大綱の重点課題に新たに加えられた平和構築への取り組みについては、フィリピンミンダナオ島において基礎的社会サービスの提供や所得機会の向上を図り、貧困削減を通じて平和の持続・定着を支援する案件の承諾、スリランカ北東部における既往案件を通じた復興開発支援、アフガニスタン及び周辺国を対象とした長期開発構想予備調査、UNDP との共同による「イラク電力マスタープラン策定事前調査」などを実施している。

3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 人口問題は、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要である。
- ・ 新 ODA 大綱の重点課題に平和構築が新たに加えられたこと、世界水フォーラム / エビアンサミット等での水問題の重要性と国際的な支援の必要性の議論などを踏まえ、平和構築、水問題等への継続的な取り組みが必要である。

(注)地球規模問題としての水資源問題の認識の高まりを受け、2004 年度より指標対象分野に水資源分野を加えることとしている。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-4) 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化	関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化	-						
評価 A	<p>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</p> <p>地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集については、以下の事例があり、知的連携の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世銀炭素基金への出資を通じ、CDM 案件形成等の知見を獲得している。 ・ 国際排出量取引協会 (IETA) との業務協力協定を締結するとともに、同協会や国際機関等と、フィリピン及びインドにおいて京都メカニズム関連の国際会議を共催。 ・ 我が国大学の研究者の参加も得て、フィリピンにおいて森林セクターへの取り組みに関する現地ドナー会議を主催し、植林に関する本行の知見・経験を国際ドナー・コミュニティに広くフィードバックしている。 ・ 地球温暖化問題への対応策の具体化に資する内外のセミナー、ワークショップや各種委員会、研究会への参加等を通じ、本行の京都メカニズムにかかる取り組み等を説明するとともに、我が国の企業、政府、関連機関等との連携関係を強化。 <p>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和構築に関連し、アフガニスタンやイラクの復興支援の目的で UNDP、JICA 等との知的連携を強化している。 <p>3. 課題への取り組み状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題への適切な取り組みがなされている。 ・ 地球規模問題に関し、今後も我が国の研究機関、国際機関、企業、NGO 等との連携を強化するとともに、かかる連携を具体的な案件の形成と当該案件向け支援につなげていくことが重要である。 							